

監獄協會雜誌

第 三 拾 卷
第 十 二 號

監獄協會雜誌編輯部（監獄協會編輯部）（監獄協會雜誌編輯部）（監獄協會雜誌編輯部）
明治二十一年六月創刊 每月一回（二十日發行）
（十二月二十日發行）
（大正六年十一月二十日發行 每月一回 二十日發行）

目次

論說(歲晚之辭).....	(一)
資料(佛國戰時囚人利用法.....)	谷田生.....(五)
講演(監獄の社會政策的任務.....)	同.....(九)
譚叢(處務片言(承前).....)	京都帝國大學講師 米田庄太郎.....(三)
統計(大正六年十月中入出監並月末在監人員表外三表.....)	典獄 真趣齋學人.....(三)
寄書(新說陳聞(一).....)	典獄 有馬四郎助.....(三)
監獄衛生雜感.....)	湖乾迂生.....(四)
女監教誨師論.....)	石崎貧樂.....(七)
歲華如流.....)	島山雷眠.....(四)
雜纂(英國の小兒裁判所とボルスタル感化院.....)	霜 翰.....(四)
通信(福岡監獄久留米特設女監落成概報外二件.....)	新潟監獄と經濟の獨立.....(五)
彙報(勞役場留置者の自殺未遂其他.....)	犯罪の原因及豫防.....墮落に導く賞與金.....(六)
	叙任.....會報.....(六)

監獄協會雜誌第叁拾卷第十二號

論

論說

歲晚の辭

振古未曾有の戰亂も年を閱すること茲に五回に垂として更に終熄の運に到らず、烏
鬼勿々大正六年の暦日も亦將さに盡きんとして内治外交漸く正に其重きを加へ國
策の轉た繁難なるを覺ゆ。

回顧すれば本年度に於ける我國行刑事務の狀態は洵に平靜にして獄政全般の氣運
施設の暢達は正に順調に向ひ何等是非の論議を挾むの餘地なかりしは偏に職員諸
士が奮勵努力の結果にして斯界の爲め深く賛頌すべき現象なりとす只彼の大戦の
影響を受けて物價の奔騰其極に達し細民の窮狀誠に想像の外に在ると同時に平素
薄給に奉事する職員の窮苦も亦其様を同くせるを以て當局の憂慮誠に容易ならざ

りしと雖も各員平日の修養と堅忍不拔の素質とは能く其家政を齊へ熱誠其職に當り以て其體面を保ち外間に向て何等の批判をも傳へざりしは吾人の深く慶賀するところなり。

更に眼を轉じて犯罪現象の方面を一瞥するに本年五月以降在監人員較や増加の傾向を呈せるは遺憾とする處にして其原因時局に胚胎せる社會狀態の缺陷より來れるものなりや今遽に之れを斷定するを得ずと雖も戰亂と犯罪との關係に就ては既に日清日露の先例ありて其真相を斷する又難きにあらざるべく職に其局に當るの士深く其真相を稽查し一層感化懲戒の實績を考量するの覺悟あらんことを切望して止まざる所以なり。

監獄官の練習は本年其第九回を重ねて練習生の成績は年々良好を來たし殊に本期生の大多數は看守の占むるところなりしも學力實驗共に優秀にして各科に涉り高點を得たる者多かりしは吾人の欣喜措く能はざるところにして斯業の經營に對し最も祝福すべきことなりとす。

當年本會が發行せる文籍は谷田局長の編纂に係る「獄制研究資料並に勝友叢書第三

篇」覺めたる友「第四篇」惱める人のために「息心調和在監者修養法等」にして前者は同局長が本邦に斯種の文籍少く學理上並に實務上探て研究の資料に供すべきもの稀なるを慨せらるゝの餘り劇務の側ら其第一輯を編せられたるものにして近時稀觀の良著たるは又絮説を要せず後者も亦好著として修養教誨の上に良果を收めたるを信じて疑はざるところなり。

次に本會理事の異動に關し特筆を辭する能はざるは斯界の先覺者として多年獄政に貢獻し本會の會務に盡瘁せられたる眞木事務官が病の故を以て退隱せられたる一事なりとす而して其人格、技倆等に就ては萬人周知の事實なるを以て吾人は茲に稱賛の語を贅せずして深甚なる惜別の情を表白し監獄界に於ける至大の損失たることを慨せずんばあらず只其隱退せらるゝに際し本會は氏を名譽會員に推薦し以て長へに敬意を表することゝせり。

其他免囚保護事業に付ては本年開催の講習會並に輔成會々報に掲載せらるゝ各保護會の模様及び事業成績等に依り漸次事業の進捗しつゝあるは争なき事相なりと雖も尙大に獄務當局者の周密なる指導と經營者の多大なる努力を必要とするもの

あり是れ此點の注意を切望する所以なり。
 以上叙し來れば周歲執り行へる本會の業務も絶へて報聞すべき材料なきは省みて
 報然たらざるを得ず、吾人は茲に筆硯を洗つて窮陰を送り更に改陽の誌壇に立ち斯
 業の爲め其微力を效さんとす、臘末沍寒の候邦家の爲め切に各位の自愛を祈る。

資 料

佛國戰時囚人利用法

左の法案は佛國代議院軍事委員會 Commission de l'armée の提議に係り本年
 (大正六年)三月六日同院の本議會に於て可決せられたるものとす。軍國獄
 政の一端を窺ふに足るを以て、茲に譯載することなせり。

谷 田 生

第一條 兵役の義務ある佛國人にして禁錮六月以上の輕罪の刑に處せられ佛國

又は「アルジェリー」に拘禁せらるる者は本法第二條及び第五條の制限の下に戰
 争の繼續中臨戰地帯に於ける國防の役務に服せしむ。

無期の殖民地居住を伴はざる重罪の刑に處せられたる者にも前項の役務を課
 することを得。

年齢に因り兵役の義務を免れたる者と雖書面を以て課役を申請するときは之

に前二項の規定を適用す。

第二條 第一條に掲げたる條件を具へ且三月以上の殘刑を執行すべき在監受刑者は本法發布の當月各監獄に於て特別委員會の検査を受けしむ。特別委員會は軍事當局の選任したる三名の醫員を以て之を組織し、各監獄の醫務主任顧問の名義を以て其事務を補助す。

本法發布後、刑の言渡を受けたる者にして第一條に掲げたる條件を具ふるときは判決確定後八日以内に前項の検査を受けしむ。

検査の結果、臨戰地帯に於ける國防の役務に適する者と認めたるときは同地帯に發遣する爲め本人を直接に軍事當局の處分に附す。軍事當局は本人の性質に依り其所屬を分類し、軍夫廠 *Chantiers d'ouvriers de Guerre* の名稱の下に軍夫の特別部隊を編成す。

國防の役務に適せざる者と宣告したるときと雖刑期六月を超ゆる者に付ては二月毎に一回宛更に二回の検査を行ふ。

二回新検査の都度、不適當と宣告せられたる者は確定的に本法に定めたる義務

を免除せらるるものとす。

第三條 三月間軍夫廠に在て實務に服し行狀善良にして十分の成績を挙げたる者に對しては假出獄を許すべく且年齢の關係上仍は兵役の義務ある者に付ては職權を以て、又兵役の義務なく若は受刑の結果兵役を除斥せられたる者に付ては本人の從軍志願に因り軍事敎習を終へたる上本人を戰鬪部隊に編入服役せしむべき旨の申立を爲すことを得。

軍隊編入は現行法の規定に従て之を爲し尙千九百五年三月二十一日の法律第五條千九百十二年十二月六日の法律に依りて變更せらるるに掲げたる者に付ては同條に定めたる條件を遵守すべきものとす。

兵役除斥を附加せらるるの刑言渡を受けたる者は亞弗利加駐屯輕歩兵隊に編入す。

第四條 兵役を除斥せられ既に免役員に屬する者は之を軍夫廠に編入することを得。三月間軍夫廠に在て實務に服し行狀善良なる者には千九百五年三月二十一日の法律第四條に依る失權を停止し、戰時中志願兵として亞弗利加駐屯歩

兵隊に従軍するを許すことを得。

例外の取扱に依りて戦線に服役する軍隊に編入せられたる者にも亦首項に掲げたる失權停止の特典を與ふ。

第五條 國事犯に屬する重罪又は輕罪の受刑者千八百八十六年四月十四日の軍機保護法に依る輕罪の受刑者千九百十五年四月四日の對敵取引禁止法に依る犯罪の受刑者及び性質上紀律を破り又は直接に國防に害ある行爲に依り處斷せられたる者には前條の特典を與へず。

第六條 軍夫廠に屬する者は軍の紀律に服し、陸軍治罪法の適用の下に軍法會議の裁判を受く。

第七條 本法第三條の適用に因り軍隊に編入せられたる者軍法會議に於て刑の言渡を受けたるときは陸軍治罪法第五百十條又は海軍治罪法第八十條に依り特典を與へらるる場合の外當然假出獄を取消さるるものとす。

第八條 免役員にして本法に依り軍夫廠又は軍隊に編入せられたる者は軍法會議に於て刑の言渡を受くも其執行を終りたる後は免役員に屬する利益を回

復す。

第九條 本法適用の條件殊に軍夫廠の組織、職務の範圍、所屬分類法、軍隊編入法に關する細則は司法大臣、陸軍大臣、内務大臣及び海軍大臣の連署を以てする勅令に於て之を定む。

英國に於ける囚徒の愛國心

(一九一六年九月二十六日倫敦タイムズ所載)

(摘要)

本篇は英國戰時に於ける在監囚人の状態及其の數の減少せるを述べ、尙囚人が愛國的精神を以て、軍需品製造の事業又は兵役に服しつゝあるの狀を叙したるものなり。

現戰役の影響に因り在監囚人の甚しく減少せることは警察署長及既決囚監獄署長の作成に係れる本年(一九一六年)三月末日に至る過去一年間の報告に依りて明かなり。即ち該年度に於て、有罪の宣告を受けたる囚人は六萬四千百六十人にし

て、之を前年度に於ける十一萬四千二百八十三人に比較する時は、五萬百二十三人の減少を見るべし。

サ、イー、ラツグルス、ブレイス氏が、議長として署名せる此の報告に由りて之を観るに、此の多大なる減少を來せるは、主として次の三種の原因に由來するものゝ如し。

(一) 多數の常習輕罪犯人が兵籍に入れる事。

(二) 酒類監督局の發せる制限令及裁判官又は軍事當局者の出せる制限令。

(三) 就役の容易となり、賃銀の潤澤を來し、隨つて犯罪者をして科料を支辨することを得せしむるが如き勞働の需要豊富なること。

警察署長の言ふ所に依れば、現戰役の在監囚人に及せる著しき影響の一は、入監者の大部分は體質上及精神上の缺陷を有せる者に限られたるの事實なりとす。何となれば、今や男子に對する國家の需要は、已に他の階級に對すると等しく、囚人階級に對しても亦甚大なるものあるを信すべき理由あるを以てなり。五名より成る惡漢團の一人なる年若き盜賊がロンドン監獄の教誨師に告げし所に據れば

其の四名の相棒は軍隊に入り、内二名は戰死し、他の二名は負傷したりと。而して彼は若し彼にして出獄せば直ちに出征して自ら報國の一端を盡さむと欲すと云へり。蓋し是れ彼れの誠實なる誓言たるなり。

在監囚人の減少にも拘らず、軍需品の製造は、益々旺盛なる活氣を以て經營されつゝあり。本年(一九一六年)三月末日に至るまで過去二十箇月間に於て、陸海軍の用途に供する爲、殆ど七百二十五萬個の物品に對する注文發せられたり。囚人は定規時間外に於て尙は喜んで勤務せり。看守の言ふ所に據れば、囚人に對し彼等の普通勤務時間約二十五パーセントの追加勤務時間を要求することは、必ずしも些事たらずと雖、尙何等の不平なくして行はるゝに至れり。而して此の時間外勞働に對する賞與は多量の附加糧食の形式を以て附與すべきの事實に由り、適當なる手當を給せらるゝと雖、尙之を以て彼等が甘んじて定時外の勤務に服するに至りし事の理由と爲すを得ざるべし。或る囚人の如きは、經濟の爲と稱し特別給與の衣食を辭退したりと云ふ。而して此の事に關し教誨師の書に曰く、「此等獄衣を纏へる囚人の胸底、尙は忠義と愛國の貴ぶべき精神に溢るゝものあるを見るべきな

り』と。

青年の兵役に服せる爲、ボルスタル感化院の如きは男子の人員を減すること約半數に及べり。而かも今や壯齡に達せる多數のボルスタルの男兒は、戦線に於て其の爲すあることを示せり。現に其の二名は戦功に依り勳章を授與せられたりき。

講

演

監獄の社會政策的任務

(六角會館に開催せる近畿茶話會席上に於て)

京都帝國大學講師 米田庄太郎君

今日は近畿監獄職員の茶話會を御開催されるに付て此の席上で何か私に話をして呉れと云ふことでありましたが實は私が日を違へて居りました爲め遂に相當の準備も出来ませなんだのは甚だ遺憾に存する次第であります、とにかく今日社會政策學の上から監獄を考察して監獄の社會政策的任務と云ふことに就て少しく御話し申して見ようと思ひます暫く御静聽を願ひます。

凡そ監獄の任務と云ふことを大別致しますと司法的の任務と社會政策的任務の斯の二つに分けることが出来ます、其の司法的任務と云ふと、つまり刑の宣告を受けた犯罪人を監獄に拘禁して、よく獄則を守らせ、刑期が満つれば釋放することである。

但し終身刑を受けたものであれば終身監獄に拘禁してよく獄則を守らせることである、歴史的に見れば歐洲にても近代に至るまで監獄の任務と云へば殆んど全く此の司法的任務を意味するに止まつて居つたと思ふ併し今日では其の司法的任務の上に余が社會政策的任務と云はんとするものが認められ

講

演

て來て居る、然らば余の社會政策的任務と云ふは如何なるものであるか、是を簡単に云ふと、つまり一度罪を犯せるものをして再び社會に犯罪の害惡を加へしめない様にするのである、是れは司法的任務よりは遙かに困難である、然らば吾人は如何にして監獄をして此の任務を盡させることが出来るか、即ち監獄は如何なる方法によりて此の社會政策的任務を盡すことが出来るか、此の方法も亦根本的には二つに別つことが出来る、一つは犯罪人を改善して善良なる市民となすことにして、二は彼等を終身監獄に拘禁して全く社會より隔離することである、然らば此等二種の方法の何れを用ゆ可きか、是れ犯罪人其物の本質如何によりて決定せらるべき問題である、而して今日犯罪人の本質に就て根本的に相反する二種の學說が行はれて居る、一は犯罪人を以て根本的に生物學的原因の產物にして先天的に定まつたもので人力を以て之を改善することが到底不可能であると見る說、二は犯罪人を以て根本的に社會的原因の產物にして、其の社會的原因を除き去ることによりて彼等を改善し得るものと見る說である。

今第一說を認むるに於ては、犯罪人の害を除くには之を悉く死刑に處することは最も近道である、併し是れは今日の文明國に於ける人道的感情の許さないことである、且つ犯罪人は生物學的原因により遺傳的に犯罪行爲をなさざるを得ずして、なすものであるとすれば彼等は惡む可きものであると云ふよりは、寧ろ憐れむ可きものである、して見ると彼等を一々死刑に處するは慘酷である、結局終身監獄に拘禁して社會より隔離するが最も善き方法となるのである、一時學界に喧傳されし「ロムプロ

ゾ」氏の犯罪人類型說や又今日一派の「ユーゼニク」論者の唱ふる說は第一說に屬するものにして、其の理論の上から考ふれば隔離主義が最も穩當なものとなつてくる、現に英國の一派のユーゼニク論者は盛に此の主義を主張して居るのである第二說、即ち犯罪人を以て根本的に社會的原因の產物と見る思想は古くより行はれて居つたが、併し近代科學の立場から一の學說として此の思想を發達せしむるに就て大に貢獻したのは余の舊師佛國の「タールド」先生である、先生は伊太利派の刑事人類學の勃興するに際して其の說を詳しく批判的に吟味して穩當ならざる所以を明かにし犯罪人は主として社會影響の產物なることを主張された、而して先生の主張によりて茲に伊太利派に對抗して佛蘭西派が勃興することゝなつたのであるが、今犯罪人を以て主として社會的原因の產物であると見るに於ては、社會的原因は生物學的原因の如く人力を以て如何ともなし難きものでないから之を除き去り、又は之を變改することによりて犯罪人を改善し得ることゝなるのである、要するに第一說を是認するに於ては犯罪人の改善と云ふことは不可能事となり之に基づいて立てられる監獄の社會的任務は結局隔離主義をとらねばならぬことゝなるが之に反して第二說を承認するに於ては犯罪人の改善は可能となり監獄の社會政策的任務は改善主義をとる可きものとなるのである。

併し第一說も亦第三說も何れも其のまゝにて直ちに排斥す可きものでも亦承認す可きものでもない犯罪人の或る者は確かに生物學的原因の產物にして其の改善は到底不可能であると思はるゝと同時に又彼等の或る者は確かに社會的原因の產物にして改善し得らるゝものと信ぜられる、是れ實際の經驗の

明らかに吾人に教ゆる事實である、そこで如何なる犯罪人は先天的なもので改善し難く又如何なる犯罪人は後天的のもので改善し得らるゝかを實際に就て一々判別することが甚だ肝要となるが併し今日の處では確實に此の判別を行ひ得るだけ未だ犯罪人の科學的研究は進歩して居らない、若しロムプロ氏の犯罪人類型の如きものが確實に決定されるれば此の判別を行ふに甚だ便宜であるが併し國民の犯罪人類型なるものは今日では甚だ曖昧なものであることは明白になつて居る、元來ロムプロ氏の所謂犯罪人類型なるものは、ロ氏が内心で歐洲人中にて「モンゴリヤ」型の人間は本來犯罪人であるを前提として後種々なる事實を擧げて其の前提を眞理の如くに論定して居るのではあるまいかと疑はれるので表面上察せらるゝ如くに科學的なものでないのである、それで吾々日本人がウツカリ氏の説を受けて犯罪人類型を論じて行くと夫れがすつかり日本人の型になる様なことがある、それに就て斯様な話がある我國の或大家が嘗て或講習會の席で得々としてロ氏の犯罪人類型を説かれたが其の説明が段々進んで行くと所謂犯罪人類型なるものが其の先生の顔其儘になつてきた、そこで聽講生が思はず笑ひだすと先生も漸く氣が付て乍併之れには例外があると云つて大に哄笑したと云ふことである。

要するに犯罪人を以て總て生物學的・先天的に決定されて居るものと見る以上は犯罪人の改善と云ふことは不能に歸し又感化事業も保護事業も總て何の効果もあるべき道理なく之に對して施すべき社會政策は結局何等かの方法によりて之を社會より除き去ることに歸著せねばならぬされば犯罪人の改善を目的とする諸般の社會政策は犯罪人は根本的に社會的原因或は影響の產物であると見る學說少くも

彼等の多數は社會的原因の產物にして改善し得らるゝものと見る學說を承認せねばならぬ而して今日の右の學說或は信仰の上から新たに考案された種々なる改善政策が歐米諸國に於て行はれ、又我國に於ても段々行はれて來て居るが、然るに其等の新らしき政策方法の多くは先づ米國に於て考へ出され且つ始めて施行されたものである、それで犯罪人改善策に就て新らしき方法で研究するには先づ米國に着目することが肝要である、余は本日茲に最近に米國の或監獄に試みられた新政策、即ち監獄其物を犯罪人改善の目的を以て經營する政策に就て少しく申上げ、諸君の御參考に供したいと思ふ既に御承知の方々も多からうと思ふが暫く御清聴を願ひます。

御存じの如く米國監獄の制度に於ては(一)フィラデルフィヤ式が最初に試みられ後に(二)オーバーン式が發達したのであるフィラデルフィヤ式の監獄に於ける行刑は全然獨居と聖書を其方法の基礎とし先づ監獄に囚人を獨居せしめ其中に聖書を置き以て囚人を孤獨にして自分自身に深く顧みせしむると云ふ方法なりしが中々うまく行かない往々囚人は聖書を読まず善い事は考へずに却つて悪い事のみを考へると云ふ様な有様で、あまり善い結果を齎らさない、そこで次に「オーバーン」式が發達して晝間は多數工場に就業して沈黙を守らしめ夜間は之を獨居拘禁に付することを原則としたが之れも左程の効果はないのである。

そこで紐育の富豪で又種々重要な公職に就いたことのある「オスボーン」氏は千九百十三年紐育州の監獄改良調査委員長に任せられた際深く根本的に犯罪人改善の方法を考究せんとの念を起し茲に「オ

スボーン」式とも稱すべきものを案出し且つ自から之を實行して見たのである。

オスボーン氏は「オーバーン監獄の典獄」ラティガン氏が友人でありし爲め其の典獄に依頼して「オーバーン監獄に一週間四人と全然同様に拘禁して貰ひ自から監獄に在監し且つ親しく四人と接觸して詳しく監獄生活を研究した而して其の際 ジャックマルウユー」と云ふ累犯者と共に親しく交はり大に得る處があつた、夫れより氏の監獄改良策を立てられたのであるが昨年氏は社會と監獄 (Society and Prison) と云ふ書物を公にして詳しく氏の經驗學說及び政策を論述されて居る、茲には只其のほんの大要だけと述べて置くが、今同氏の考ふる處では四人を猛獸扱ひにして居る以上は所詮人間としての改善は望むことは出来ない四人を猛獸の如く扱ふときは彼等は自然に猛獸の如くなるものである犯罪人を改善せんさせは先づ之を人間として取扱ふことが肝要である彼等を人間として取扱ひ彼等に人間としての名譽心を自覺せしめ自由と責任とを有たせ人格を認めて取扱ふ事が改善の第一秘訣である監獄で囚人を猛獸として取扱ふから彼等に於て人間としての責任、名譽心等が大に減弱し却て猛獸性が發達し而して彼等は社會へ出てやはり猛獸性を保持することになる、眞に囚人を改善するには彼等自身が自から改善する様に内部から導くことが必要である外部の威壓即ち腕力や「サーベル」では到底彼等を改善することは出来ない却て之が爲めに益々反抗心を起させ且つ人格的自覺を促す餘地がなくなる。

オスボーン氏は嘗て不良少年自治團の委員であつた所から自治的方法の効果大なるをよく知つて居つた、それで氏は千九百十三年の米國監獄大會の時監獄にも之を應用するの必要を論じ囚人をして自

由に適する人間とならしむるには先づ自由を與へ自治的精神を養成するの必要を説き從來の「サーベル」式壓迫を以て彼等を自由に適する良民となさんとするは到底駄目だと主張し人間は自由を與へなければ自由な市民となることは出来ないと述べた、而して同氏が一週間監獄内にありて親しく囚人及び監獄生活を研究した處で先づ日頃品行の善良なる囚人を集めて相談し典獄の許可を得て相互安寧同盟會を組織し囚人の中より委員を選擧させ全く彼等の自治によりて其の會を經營させて見た而して此の會が組織されて間もなく英國の有名な音楽家が之を聞きて彼等に自分のピアノの彈奏を聴かせたといふ事を申込んで來た、併し其の日にはピアノを借入れる時間がないので開催することが出来ない、そこで翌晩に催すこととなつた、所が夜間看守人を附せずして囚人を出房せしむるは同監獄開創以來未曾有で甚だ大問題である併し典獄は囚人を信じ、自から責任を負ふて之を許した其時刻となりて總ての囚人は監房の扉を開放して監房外に出て列を作つて會場に這入て來た、折しも監内の電燈は發電機の故障によりて一時に消へて仕舞つた、同盟會長たる囚人は此闇に乗じて誰か逃去はせぬか或は悪い企をしまいか萬一囚人の名譽を損する様なことはないかと非常に心配して居ると向から「ランブ」を以て走て來る者がある同盟會長はそれを監獄の小使と思つて「おい／＼早く持て來い」と呼んで見るとそれは小使ではなくて典獄であつたので彼は大に恐縮して斷りを申上げると典獄は「いや／＼今夜は僕は典獄でない諸君の小使だ」と云はれたので彼は感激して泣いたこの事である電燈は十五分間許りで再び點火しましたが、そこでよく調べて見ると一人も逃げた者はなかつた但しその消燈して

居る間囚人は何れも自分達が試されてゐるのだと考へて囚人の名譽を重んずべく非常に静肅にして居たのだと云ふことである、又右の同盟會が組織される迄は監獄吏と囚人とは互に軋轢して居たのもそれ以來は雙方相融和して更に弊害がなかつたこと云ふ事である、それから又監獄の記念日には囚人が典獄、看守長、看守及其家族を招待して種々の催し等を行ふが或時大運動會を催した時に囚人共が相談のト餘興として監獄の塀を踰越する競争を爲して誰が一番上手に早く越すか試みたいと眞面目に典獄に願ひ出たそうであるが流石に此は許されなかつたこの事である、とにかくそう云ふ調子で囚人間の争ひが大に減じ又監獄吏によく服従して甚だ良好なる効果を奏し夫れ以前よりの成績に比較すると脱獄者も大に減少して來た且つ囚人中に逃走するものがあると囚人同志が之を逮捕に出掛けて行くと云ふことになつた。

其後オスボーン氏は「シンシン」監獄の典獄に成つて呉れと云ふことを州の知事から申込まれたのでオスボーン氏は直に之をオーバーン監獄の相互安寧同盟會員に對し氏の友人として其就任の可否を相談した處が囚人の多數は之を賛成した一方シンシン監獄の囚人よりも書を寄せて是非典獄に成て來て呉れと頼んで來たから遂に「オスボーン」氏はシンシン監獄に赴任することになつた家族と別れて單身同監獄の官舎に移つた而して此處にも直に安寧同盟會を組織した其後同監獄に於ては「ベースボール」もやれば水泳場も設けられ新聞の編輯室を設けて新聞も發行する音楽會もあり圖書館も出來て「オスボーン」氏赴任後四年間の成績に依れば破獄逃走も從來より大に減少して居る而して夫れ以來囚人の

顔色も非常に善くなり健康も頗る良好であると云ふ又食事等は典獄以下一同食堂に於て快談しながら之を濟ませると云ふことで全く家族的に行はれて監獄と社會との生活の上に大差なき様にし全く監獄の空氣を一掃したこのことである尙オスボーン氏は監獄生活と社會生活との一致を圖る目的にて監獄改築を爲し且つ農業を大に重要視して監獄に一大農園を設く可き事を主張して居る、監獄の農園に付ては「スウィツル」に於ても成功して居るので今後監獄の建築をなすには此點に大に注意すべきものである。

要するに監獄の自治及自給と云ふのが「オスボーン」氏の説の骨髓となつて居るのである、併し同氏の主義及び方法の如きものは之を實行する爲めには大なる人格者を要するので何人がやつても成功するとは云はれないと云ふのは今日之れに下されて居る一般の批評である、現に同氏の主義及方法を試みて居る米國の監獄では一向成績が上らぬこの事である。

嘗て或る英國人が米國監獄を參觀して書いた感想録の中に英米の監獄を比較して英國の監獄は良囚人を作ることを目的とし米國の監獄は良國民を作ることを目的として居ると述べて居るが是れ大に注意すべきことである、良囚人を作るのは監獄の司法的任務で比較的容易であるかも知れない併し監獄で囚人を改善して彼等より良國民を造ると云ふ社會政策的任務は甚だ困難である、而も此の任務が相當に盡くされるに非ざれば監獄は到底其任務を完全に盡くして居るとは云はれない、第二十世紀の監獄は只司法的任務を盡くして居るだけで満足すべきものでない、大に社會政策的任務をも盡くさね

譚 叢

處務片言 (其十二)

在廣陵 眞趣齋學人

綱領

文書

古來日本帝國官吏の職務に對する觀念は一種特別にして君國に報ゆる絶對義務と爲せり故に職務の爲めには如何なる窮境に處するも塞々匪躬の節を致せり顧ふに近來の生活難は此の氣を驅りて土方化するや否

監獄の來賓接待役たる文書主任は文書整理の手腕を有する而已ならず禮法に嫻ひ辭令を修め應對節に中り以て其首長を辱めざる用意あるを要す

戒護

作業

會計

領置

士氣弛緩すれば戒護完からず戒護充實せざれば事故續出す其士氣を振起する所以のもの直接上官たる者自ら奮ふて率先を爲すに在り

外觀上は孜孜として役業に精勵するか如きも内心樂んで之に従事するもの稀なるは爭ふ可らざるの事實也作業の神聖なるを會得せしむるは督勵の最先手段なり

配布豫算外に財源を得んこと固より不可能事たり若夫れ嫻々たる眼光を放ち周密なる思慮を運らせは節約の餘地は一にして足らざるべきを信す

釋放に際して領置金品の渡漏れ又は誤渡あるは常に面倒なる手續を要する而已ならず

譚

叢

(三二)

用度

教務

醫務

官廳の信用を失墜するの恨事たり周密なる注意を望む

由來官廳の仕事は新事物の起る毎に舊事物を廢棄して顧みざるの弊なしとせず廢物を利用して新需用に應ずるの工夫は常時念頭に懸くるを要す

政治、宗教、道德、藝術等思想界の劇變に伴ふ教導は舊慣を墨守せず時代に順應したる新説を加味し以て其弊根と妄想とを喝破せざる可からず

患者に慰安を與ふるは局部の苦痛を醫すると同様の効果あり身體の拘束を受ける者は特に然りとす此の呼吸を量りて投藥せば其効驗や一層大なるべし

予は看守諸君と語る (其十二)

典獄 有馬四郎助

我が親愛なる看守諸君、諸君にしてよもや司獄官吏に理想の卑しむべきを、主張する人は有らざるべしと雖ども、予は此事に就き少く語る必要あるを認む、蓋し聊か時事に感ずる所あれば也。

世間或は説を爲す者あり曰く、理想家は實際に迂遠にして、事務を處理するには不適任也と、此者は日常事務に忙殺せらる人々によく有勝のものにして、其境遇よりして此の如き考に傾くは自然の勢ひと謂ふべく、現に我が監獄の如きも事務繁劇なるが上に、規律の府と謂ひ又は實踐躬行の揭示と稱へ、尤も形式上の實を貴ふ所なるが故に、勢ひ事務者は目前の事にのみ氣を奪はれ、唯た汲々として記帳計算檢束其他有形上の手續に没頭せざる能はず、故に現今の有様よりすれば抑も思ひを高尙にし、深く考を練るなどの暇あるべきに非ざれば、遂には之が爲めに不知不識短見無識なる器械的人物に化し去らざるを得ず、斯くて大切な理想をも之を迂遠視するに至るは、寔

に之れ無理ならぬ成行と云はざるべからず、思ふて茲に到れば上典獄より下看守諸君に至る迄、其境遇や眞に憐むに絶へたりと云はすんばあらざる也。

理想果して論者の説の如く、迂遠にして實際の事務に交渉なく、又た事務家に不似合のものなるや、予は斷して然からざるを極言して憚らざる也、夫れ理想は素と如何なる事務家にも無くて叶ふ間敷もの、殊に司獄官吏の如き精神的事務を執る者には、理想こそは即ち其生命にして、之に由つて導かれ之に由つて勵まされ、又た之に由つて向上進歩するものなれば、之れなくては片時も立行かざるものたること、寸分疑ひを容れざる所とす。若し夫れ司獄官吏にして理想ならんか、其爲す所必ずや器械的ならざるはなく、所謂死せる事務を執り若くは死せる規律を勵行するは其免かれざる所なるが故に、其結果としては即ち再生飯善を目的とせる行刑法か、偶々變して殘酷なる殺人

法となるの奇觀なきに非ず、豈に懼れざるべけんや、左なきだに理想なき司獄官吏は兎角に其思想下劣にして、一定の主義見識なきは勿論従つて世の無謀なる俗論に動かされ易きは素より其所、例へば盲目千人の世の中に懲戒主義が主張せらるれば直ちに之に傾き、又た感化主義が流行すれば遠しく之に和す、要するに彼等は唯だ周圍の形勢と、世間の氣受如何にのみ氣兼ねして、只管之に迎合せんと欲し、其手加減を勝手次第に爲すを最善の主義とし、又た最良の手腕と思惟す、斯くては其受刑者こそ實に迷惑千萬にして、彼等は唯だ道具扱せらるるものと謂ふの外評し様もなし、されば彼の尊嚴にして慈仁なる法律の恩恵に浴し、之に感奮して改悟遷善の實を擧げるが如き、到底得て望むべきに然ざる也。

從來司獄官吏が世人の輕蔑を受けたる所以のもの、其理由多々あるべしと雖とも、理想なき事の如きは蓋し其重なるものの一たらずんばあらざ

るべし、彼等は即ち理想なきが故に何等主義も無ければ見識もなく、従つて品位劣等にして人物の低級なる、勢ひ獄卒牢番等の賤語を付するの止むなきに至りたる所以ならんと思はるゝ也、此の一事より見るも今日の司獄官吏は、深く鑑みる所ありて特に理想を尊重すべき理由あるに非ずや、況んや今や即ち時代は廿世紀に進み、文運隆々として興り人事百般高遠の理義闡明せらるるの今日に當り、職に司獄に在る者豈に獨り依然として吳下の舊阿蒙たるを容さんや、故に吾人は宜しく常に思ひを高く馳せ、學理の綱奥を尋ねて理想を高遠に持し、何事も原理原則に基き、之に由つて總ての事務を活かし、而して其意義をして益々高からしむるを念とせざるべからず、然り乍ら何事にても物は直ちに理想通りに行くものに非ず、時に理想と行爲の間に大なる徑庭を生ずるとなしとせず、されど耻つべきは此に存せずして寧ろ無理想にして唯だ現實にのみ追はれる行動に在りて存す、故に吾人は常に理想を目標となし、之に嚮つて精進

向上を續け所謂無疆不息の精神を以て其途を辿るを我等の任務と爲さば可也、何となれば斯くして何れの時か其理想に達し得べければ也。

理想は決して卑しむべきものに非ず、又た實際の執務に妨けあるものにも非ざる也、否理想あればこそ眞に司獄官吏の主義精神が具はり、品位識見も加はる、従つて又た事務上にも意義ある改善整理が期し得らるゝ所以也、是に於て乎理想は實に今日の司獄官吏に缺くべからざる必要のものにして、此のものあればこそ昔日の牢番獄卒と其品を異にする所以を見るべく、若し此のものなくんばヨシ身は廿世紀の司獄官吏たる榮職に列なると雖とも、猿猴の衣冠と等しく昔日の牢番獄卒に唯だ廿世紀の新衣を纏はしめたるに過ぎずして、其不釣合見るに堪へざらんとす、然るにも拘はらず今にして尙ほ往々理想の事務家に適せざるを云爲する論者を絶たすと云ふに至つては、之れ寔に意外千萬の事にして吾人は寧ろ其自ら猿猴たるを廣告するの愚を憐まざらんとするも能はざる也。

統計

統計

大正六年十月中入出監竝月末在監人員

(△ハ減)

受刑者	入監	出監	現員	前月月末現在	前年同月末日現在	前月比較増減
五〇、三五五	五、三三五	四、六五四	五一、〇三六	五〇、三六一	四八、四八一	六七五二、五五五
刑事被告人	四、四四五	四、六一〇	四、八七一	四、一八四	四、四四七	三、五六三
勞務場留置者	五八六	七八八	八〇〇	五七四	五八六	九四八
乳兒	二七	一四	二一	二〇	二七	三九
總計	男 五三、一五四 女 二、二五九	男 九、九六七 女 七八〇	男 九、五五一 女 七九五	男 五三、五七〇 女 二、二四四	男 五三、一六二 女 二、二五九	男 五〇、八三四 女 二、一九七
備考	計 五五、四一三	計 一〇、七四七	計 一〇、三四六	計 五五、八一四	計 五五、四二一	計 五三、〇三一
內朝鮮人受刑者	男 三三八人	女 三三八人	男 三三八人	女 三三八人	男 三三八人	女 三三八人

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

支那	朝鮮	受刑者	刑事被告人	計
男 三〇	女 一三	男 三	女 一	男 三三 女 一四

大正六年十月末在監者人員表

監獄別	受刑者	刑事被告人	勞務場留置者	乳兒	合計
小菅	男 一、一五五 女 一、一五五	男 一、一五五 女 一、一五五	男 一、一五五 女 一、一五五	男 一、一五五 女 一、一五五	男 一、一五五 女 一、一五五
東多摩	男 一、一五五 女 一、一五五	男 一、一五五 女 一、一五五	男 一、一五五 女 一、一五五	男 一、一五五 女 一、一五五	男 一、一五五 女 一、一五五
豐多摩	男 一、一五五 女 一、一五五	男 一、一五五 女 一、一五五	男 一、一五五 女 一、一五五	男 一、一五五 女 一、一五五	男 一、一五五 女 一、一五五
里多摩	男 一、一五五 女 一、一五五	男 一、一五五 女 一、一五五	男 一、一五五 女 一、一五五	男 一、一五五 女 一、一五五	男 一、一五五 女 一、一五五
横濱	男 一、一五五 女 一、一五五	男 一、一五五 女 一、一五五	男 一、一五五 女 一、一五五	男 一、一五五 女 一、一五五	男 一、一五五 女 一、一五五
浦和	男 一、一五五 女 一、一五五	男 一、一五五 女 一、一五五	男 一、一五五 女 一、一五五	男 一、一五五 女 一、一五五	男 一、一五五 女 一、一五五
千葉	男 一、一五五 女 一、一五五	男 一、一五五 女 一、一五五	男 一、一五五 女 一、一五五	男 一、一五五 女 一、一五五	男 一、一五五 女 一、一五五
水戸	男 一、一五五 女 一、一五五	男 一、一五五 女 一、一五五	男 一、一五五 女 一、一五五	男 一、一五五 女 一、一五五	男 一、一五五 女 一、一五五
宇都宮	男 一、一五五 女 一、一五五	男 一、一五五 女 一、一五五	男 一、一五五 女 一、一五五	男 一、一五五 女 一、一五五	男 一、一五五 女 一、一五五

廣島	一、三三三	六八一	一、四九一	二五	六	一一	一七	二	一九	一	二	一、四五六	一、七	一、六五
山口	一、三〇〇	三二	一、〇五一	九	一	九	六	一	六	一	一	一、二五	二	一、一五六
松江	九七	四六	九七五	四六	六	五三	二	二	三	一	一	九八四	四	一、〇八
德島	六九九	三四	七三三	五	一	〇	二	一	二	一	一	七四	六	七九
高松	六二	三	六五五	六	一	三	〇	一	一	一	一	六九五	六	七五
松山	六八八	六	七四	五	一	六	三	一	一	一	一	七五	三	七五
高知	六四三	三	六七七	六	三	一	七	一	九	一	一	六六五	元	七〇四
三池	一、三八九	一	一、三九	一	一	一	一	一	一	一	一	一、三八九	一	一、三八九
長崎	一、二七五	一	一、二四	一	一	一	一	一	一	一	一	一、二七五	一	一、二七五
福岡	二、一六一	一	二、三〇	一	一	一	一	一	一	一	一	二、一六一	一	二、一六一
大分	五四一	五	五四六	八	二	八	二	一	一	一	一	五四一	五	五四一
佐賀	五三	四	五三七	一	一	一	一	一	一	一	一	五三	四	五三七
熊本	五八九	一	五九	一〇	一	一〇	一〇	一	一	一	一	五八九	一	五九
鹿兒島	四五三	三	四六	四	一	四	一	一	一	一	一	四五三	三	四六
宮崎	六六八	七	七五	三	四	五	一	一	一	一	一	六六八	七	七五
沖繩	三六二	二	三九	三	二	三	二	一	一	一	一	三六二	二	三九
函館	六九	三	七八	六	三	七	四	一	一	一	一	六九	三	七八
札幌	一、三七	六	一、三三	一	六	一	一	一	一	一	一	一、三七	六	一、三三
樺太	四〇五	一	四〇五	一	一	一	一	一	一	一	一	四〇五	一	四〇五
十勝	九六三	〇	九三	三	二	七	一	一	一	一	一	九六三	〇	九三
網走	五三	一〇	五三	二	二	二	一	一	一	一	一	五三	一〇	五三
計	四九、〇五	二、〇一五	二、〇一六	四、〇〇	二九、四	八四	五三	四	五	八	三	五、五〇	二、三四	五、八四

[illegible]

總計	則規諸						
	警察令	警察令及令	警察令及令	警察令及令	警察令及令	警察令及令	警察令及令

四九、〇二五
七七〇
一三
四一三
三〇
一五
一五三
五八

二、〇一一
六〇
六
五二
二
一
一
一

五一、〇三六
八三〇
一九
一四〇
四一五
三〇
一五
一五三
五八

五〇、三六一
八一
一一
一六一
三七七
二八
一一
一五四
五九

四八、四八一
五一〇
一一
一九四
八九
三七
一四
一一二
五二

六七五
一九
八
二一
三八
二六
一一
一
二、五五五
三二〇
七
五四
三二六
七一
四一
六

計	法													
	其	略取及ヒ誘拐	住居ヲ侵ス	放火	監禁	公務執行妨害	公務執行妨害	公務執行妨害	公務執行妨害	公務執行妨害	公務執行妨害	公務執行妨害	公務執行妨害	公務執行妨害

四八、二五五
二二九
七一
一一二
一、四二
三〇
四〇
七〇
二五
一〇
三二
二、二一五
一、六五六
三六三
六四
一〇九
二八
一、一六六
一九九
五一
七四一
二、四五一

一、九五
一七
七
一
二五九
一
一
一
七六
一
一三〇
一七九
三四
二四
一
四
一
二五
四
一
三二
四一

五〇、二〇六
二五六
七八
二一三
一、四〇一
三〇
四〇
七〇
一〇一
一一
一六二
二、三九四
一、六九〇
三八七
六四
一一三
二九
一、一九一
二〇三
五二
七七三
二、四九二

四九、五五〇
二五二
八一
二一一
一、三九九
二六
三六
六三
八八
一四
一五七
二、三四五
一、六七〇
三七五
七〇
一六
二四
一、一六五
二〇四
四七
七四四
二、四八九

四七、九七一
二一六
七四
一九〇
一、四三二
三一
四二
四八
一一四
一一
一六二
二、三五一
一、五七〇
三三九
五三
一一五
四〇
一、一六六
二〇三
三七
六〇七
二、二二二

六五六
四
三
二
二
四
四
七
一三
三
五
四九
二〇
一一
六
三
五
二六
一
五
二九
三
二、二三五
四〇
四
二
三
一
二
二
一
〇
四三
一
四八
一一
二
二五
〇
一五
一六六
二六〇



寄 書

新説陳聞(一)

小引 潮 乾 迂 生

新説と陳聞とを簡はす、雖然陳列せんと欲して本題を設けしが、翻て思ふに、見聞陳列なる迂生の偶々以て新説とす所は既に讀者の陳聞に屬す、故に『新に陳聞を説く』の題意と解して、迂生の迂な嘆ひ、嘲か劃務中の話柄に供せらるれば幸也矣

△米國戰時の監獄作業 北米合衆國の獄制並に監獄作業委員會より本年四月二十六日付にて同國の各監獄典獄に對し通牒を發し、同國の戰時中、在監人の作業力を利用して食糧増收並に調節を圖る計畫に關し照會せしところ、其回答なりとて同國刑法及刑事學會雜誌に五六の典獄の意見を載す、別に奇抜なるものなしと雖も、所謂舉國一致の實を現すべく監獄當局の意見を窺ふに足るを以て、

左に其要領を紹介せん

(一)カリフォルニア州立監の典獄——曰く、吾輩は貴書の如く農業を奨勵し擴張することの極めて必要なることを了知するを以て、此點に對し及ぶ限り努力しつゝあり、然し吾が監獄に接續せる土地に限りあるも、幸に附近の郡部に監獄所屬の畑地二千五百エーカー(エーカーは吾國の地積に換算すれば四段〇廿四步餘に當る)存するを以て、是非之を在監人の手に耕作せしむる計畫を立て之が實行を其筋へ迫まりつゝあり云々

(二)コロラド州立監の典獄——曰く、當コロラド州にては在監人に對して數千エーカーの畑地あり、又道路修築の爲めの假小屋六箇所あり、過去八年間に千五百哩の完全なる道路を造りて社會に貢獻せり、若し此筆法に由り適當なる監視者を附し在監人等を公的農園に働かしむれば國家又は各州に於て頗る廣大なる土地を處理することを得べし(中略)目下各監獄に於て四千の在監者が怠惰の爲めに墮落破滅に陥りつゝあるも、其中二千人

寄

書

(五三)

は農産増收の爲め、また國立公園、森林の剩地等に道路を修築の爲めに使役することを得べし、本年四月十一日此問題につきウエルソン大統領に於て左の如く打電せり

『食物生産高を増加する一助として政府がコロラド州の計畫に準じ、信任すべき在監人の勞力を農産物收穫に直接利用すべきことを各州及中央政府の監獄の典獄に命ぜられんことを閣下に進言す、是に依りて合衆國內に拘禁せらるゝ在監人の四割を耕作に従事せしめ、目下懶惰に放置し、或は農業よりも薄利なる業に就く數萬の者を地上に働かしむるを得べし』

(三)ルイジヤナ州立監の典獄——曰く、吾監獄の在監人は千九百名なるが、其三分の一はミシシッピ河の堤防修築に従事し、三分の二は農園に就業す、農園の生産物に四あり、其中最も金高の上はるは甘蔗にして之を吾人の手にてかの必要なる食物の砂糖に製造す、其他人類畜類が消費する食

料品は有ゆる方法を以て收穫することに努めつゝあり、目下四千六百エーカーの甘蔗、三千エーカーの玉蜀黍、二百エーカーの燕麥、七十五エーカーの馬鈴薯、三千エーカーの甘藷、百五十エーカーは種々なる食用野菜を栽培しつゝあり、尙ほ玉蜀黍の畝間には各種の豆類を蒔きて、豆實として收穫せず、其儘秣草とす、豚其他の家畜を飼養しつゝあるも未だ監獄の需要全部を供給するに足らず、若々其方針を進めつゝあるを以て、他日自給を見るに至るべし、元來平時に於ても食糧自給の必要なることを信するも現今の如き時局に於ては二重の必要を認めざるを得ず、舉國一致の爲めには最善の努力を忽せにすべからず云々

(四)ミネソタ州立監の典獄——曰く、最近監獄農園附屬地を購入したれば畑地八百エーカーを増加し、之に百名より百五十名の在監人を就業せしむる等なり、既に馬鈴薯八十一エーカーを植え付け、又野菜小麥玉蜀黍をも多量收穫する豫定なり吾人

は此事業の甚だ重要なを信じ食糧の増收と調節の目的を達せんが爲めに心力を傾注しつゝあり、刑罰及感化的機關に收容せる者に對しては農耕は頗る有効なるものにして、現制度の下に大なる收穫を望み得べく國家に屬する一段の地たりとも之を有利に使用せんと企劃しつゝあり

(五)ヴァーモント州立監の典獄——曰く、過去數年間に於て吾人は多大の土地を開墾して五百エーカーに達せんとす、昨年は多量の蔬菜を收穫したる外に、潤澤なる製酪場を經營しまた百頭以上の豚を飼養す、這種の活動は今年に入りて一層増大して監獄も國家的に貢獻する所なかるべからず、目下二百エーカーの地に播種しあり、千六百エーカーの未開墾地に來春に入れば播種を爲すに至るべし、斯くて最も必要なる國家の資源を増殖しつゝあり、州會に於て木造の製酪場を建築することゝあり、石林の外は全部在監人作業の手にて築造せらるゝ筈なり、尤も採石場も監獄の所有

地にして全州中最も優良なる石材産地と稱せらるゝ、コンクリートの秣小屋も建てたれば次の刈取りまでは秣草を全く新鮮に保存することを得、從來監内に入用なる野菜果實は不足なりしも、本年に入りては野菜を例年の五倍にして栽培し、蔬菜果實の剩餘を貯藏する爲め少額の手當料を以て鑑詰めの請負をなさしむ、果實の如きは貯藏の便宜なき爲め、先には大部分棄却せしが今後は鑑詰めにもならざるものと雖も、新購入の乾燥器を用ゐて乾燥し、以て監獄のみならず州立の他の機關にも分配せんとす、以上は我監獄をして出來得るだけ自給せしめんと劃策せる事業の概要なり、尙ほ裁縫工場ありて襯衣靴下を除きて被服全部は此所にて製し、靴工ありて監獄入用の靴全部を製作し、洗濯場、鐵鍛冶工等あり恰も小都市の觀あり、猶ほまた此自給計畫を完成するに當りて予が絶對に必要なりと信する點は在監人の熱心なる協力にあり、此方法を遂行するはいづれも彼等に託りて

の大利益にして、國家にとりても猶更利益なることを覺知せしむるにあり、監獄より四十二哩隔たる耕作地に勞働せしむるには在監人に對する信任制度の効力を確信して疑はず、即ち同所には唯一名の普通人たる指導者を附するのみにして看守もなく、銃器番犬等は一切使用を許さざるなり、

(下略)

(六)アイダホ州立監の典獄——曰く、貴翰の主旨に關しては予が現に監獄をして自給に近からしめんとし、而かも在監人の健康を保持せしめ、刑終了の曉は社會に復歸するに適應せる人物を造らんと努めつゝある方法を提供することを許されよ、予は本年一月就任後直に在監人の入監前の正業を調査せしめたるに、彼等の中には馬なり豚なり製酪場なり畑地なり將た七面鳥の飼養までも熟練せる者あるを發見せり、由て彼等を配置して作業の各部を擔當せしめ、或一人の如きは監獄の保有地に使用し、他の一人の如きは監獄より四十二哩離

れし監獄の畑地に派遣して作頭となし、看守俸給の豫算より普通看守に比し稍高き俸給を支拂ひつゝあり、監外出役者とするには大體刑期等を顧慮する所なく唯だ彼等が善行を保つものと予に認定せらるれば可なり、監外に於ては信任制度を用ひ銃器の如きは如何なる狀態に於ても使用を許さず、云々、(此項完)

監獄衛生雜感

金澤 石崎 貧樂

○凍傷に就て

冬季在監者の凍傷に罹るもの多きは各監獄を通して認むる所にして之が豫防治療に心配せらるゝことは云ふ迄もなく其豫防方法の珍奇なる醫學の默視すべからざるものあり然ども近來其豫防治療法の進歩せる其凍傷患者の減少せるは論を俟たざるべしと雖亦た否らざるものあり原來凍傷なるもの原因は寒冷にある論を俟たずと雖之に抵抗する

力は何れにあるかを極めざる可らず近來物價の騰貴と共に食料の上に打撃を受けたるは勿論從來粗食營養分に乏しきを憂ひたる上に自然量目の減少するなきを保せず之れ當局者の一顧を煩はざるを得ざる次第なり余は食料の事に論及するを止め茲に凍傷の一般と豫防治療の種類を掲げんと欲す

凍傷 *Erfrierung, Congelatio* なるものは寒冷刺激の吾人身體に作用して生ずる局所竝に全身障礙を總稱するものなり寒冷の作用は火傷と異にして徐々に来る而して凍傷を發するは寒作用の一定時間持續するの他土地の性質晴雨及晝夜別、空氣の動搖等大に關係を有す其他水分の蒸發如何に關す又高温より急速に低温に變する時は殊に危重なりとす

寒冷の人體に及ぼす作用は體格年齡、營養及び動靜により異なり幾干の溫度が果して全身或は一部の臓器に對して害を及ぼすものなるやは豫め之を

定むること能はず繼じて血行緩慢となり筋肉作用の衰へたる者は抵抗力弱し又衣服の種類に關すること多し即ち濕氣を通せざるものは身體の靜止時には良なるも少しく運動する時は發汗を來し再び靜止する時は却て之が爲めに温を吸收せられ寒冷を感ずること甚しきを以て害あり

凍傷の度は寒氣の長短及び寒冷度の強弱に加ふるに加温法の如何に關するものなり

土肥博士は凍傷とは氷點以下の低き溫度に由りて起る所の皮膚の病的變化を指す凍傷の爲に起る變化の強弱及廣狹は冷度及び其作用せる時間の長短竝に凍傷者の抵抗力の如何に關係するものにして火傷と同じく三度に區別す云々

三輪博士は曰く秋季より冬季に向ひて好んで小兒の手足、耳翼に發するものにして殊に貧血腺病質性の者に多し云々

ドクトル、エークヒ、レキセル氏は其著書に於て凍傷は普く人の知る如く濕性寒冷は乾性寒冷に比

寄

書

(九三)

すれば一層迅速且強劇に作用するものにして無風の際に於ては風の吹き荒む時に比し一層高度の寒冷にも堪へ得るは蓋し此理に基くものなり一般に強壯健全なる人は弱者、病者小兒及老人に比すれば寒冷作用に對し抵抗力一層強大なるものとす云々

又曰く局處性凍傷 *Örtliche erfrierung* は最も屢々被蓋なき爲め寒冷に暴露さるゝ身體部位若くは狹隘なる被覆物(手套、長靴)に由り血行の傷害さるる部位を侵襲するものにして従つて耳鼻頬其他指趾等に頻發す

下平博士曰く凍傷は火傷と異にして身體の大部に亘ること少く反て深部に達すること多し殊に凍傷は心臟を遠かり血行旺盛ならざる身體の末梢部に發す殊に心臟機能の振はさるもの貧血家等に於て然り

コーンハイム氏は凍傷に於ても亦兎耳に試験して所見を陳せり曰く兎耳を零下六度の寒に曝すとき

は一時の貧血を生し零下八度なるときは少しく腫脹するも須臾にして恢復し零下十一度に至れば漿液浸潤して浮腫を現し零下十五度に達すれば遂に壞疽を起す

夫れ寒氣身體を襲ふときは諸組織必ず收縮す其度最も強き者を血管と爲す而して寒の作用終るときは直ちに充血を來すものにして充血は寒に熱來倏忽の間に於て極めて強し是血管運動神經の麻痺に基くものにして之を反動的充血と云ふ火傷にありては輕易の火力も尙は能く血液を凝結せしめ以て一時血行を杜絶すと雖凍傷に在りては稍之と異にして靜脈血を遠流し易からしめは則ち血行直に舊に復し又た支障なし故に凍傷を受くるときは速に之を摩擦し四肢に在りては其末端を高舉すべしとユブネル氏の論文に據れば

階級別

上流者 四% 不明 八%
豫後備兵 一一% 商人 三〇%

農 四七%

職業別

官吏學生	二%	行商人	四%
職工	五%	木挽運搬人	五%
田舎人	五%	無職	八%
車夫馬丁	九%	小使僕婢	九%
日雇人	二〇%		

三輪博士曰く、健康にして強壯なる人は著しき寒冷に觸るゝも其作用を感受すること少し殊に働作時にありては頬部鼻部等の如き顔面の末梢部は健康時と更に異なる所なく血液循環可良にして呼吸に障礙を來すことなし之に反して貧血、虛弱者にありては衣服を少しく不十分ならしむる時は忽ち全身蒼白色となり鼻尖紫色を呈し顔面は黃色となる寒冷強く且つ風の存する時は灼熱様疼痛を覺ゆ

明治二十七八年戦役に於ける陸軍衛生事蹟を閱するに總患者の四四、五五%の凍傷を出せりと云ふ

而して寒威凜烈なる時若くは其後に最も多く發生するを認む而して凍傷は低温より寧ろ風の害を蒙ること多しとす又第二の原因として掲ぐべきは濕潤なり故に完全なる防寒、防濕法により全然本症を豫防することを得べしと云へり

局處性凍傷の療治は徐々に之を加温するにあり輕度の凍傷に在て是とすべき療治は雪塊若くは氷片を以て局部を摩擦し之に由て現存する貧血を徐々に回復せしむるにあり「ベルグマン氏は固定的副子綑帶を行ふ之により靜脈系の負擔を減少せしむるときは動脈血は靜脈内に鬱滯せる血液に由て其流下を妨けらるゝことなく迅速完全に毛細管區域を流通し得るに至る

輕度の凍傷には濕性瘰法を施す可し新なる凍瘡に對しても冷濕布を以て局所を摩擦するを良とするも其陳腐なる者には種々の藥劑を用ふ其他凍瘡に罹り易き者には豫防法を施すを肝要とす即ち薄弱なる者に在ては肝油、鐵劑等を與へて身體の強健

を謀り寒冷の候に向へば手足を温包せしむ

其他全身浴局部浴を勵行し或は酒、醋、カンフル丁幾の類を塗布し又はベッ氏液を常用すべし、

ベッ氏液

苛性加里

〇、五

アルコホル

各二〇、〇

グリスリン

水

二〇、〇

其他の處方

二、〇

樟腦油

各一〇、〇

刺納林

右

沃丁

二、〇

石炭酸

一、〇

丹寧酸

刺納林

三〇、〇

右

炭酸クレオゾート

一、〇

カンフル

一、〇

バルバルサム

五、〇

黃色華攝林

五、〇

右

イヒチオール

レゾルチン

各一、〇

丹寧酸

水

五、〇

右

カンフル

一、〇

白堊

四〇、〇

亞麻仁油

八〇、〇

バルバルサム

一、五

右 「カボシイ氏方

浸潤硬き時は撒酸硬膏を貼用し或は沃度コロヂウムヲ塗布ス

コロヂウム

二〇、〇

純沃土 〇、二

膿潰せるときは一〇%デアルマトール軟膏一〇%チ
オノール軟膏等あり

陸軍にありては第一度のものには濕性綿紗濕灰綿
帶或は「カンフルオレ」油の塗布、濕潤綿帶又
は凍傷膏を貼し温罨法を施す第二度には防腐制腐
法を行ひ沃度仿謨を撒布し「リゾール」脚浴、醋酸
礬土等を用ふ

凍傷膏

精製カンフル

二分

石油

十分

單軟膏

八十八分

又は

樟腦

三、〇

單寧酸

〇、三

單軟膏

三〇、〇

右

女監教誨師論

崑山 雷 眠

婦人の病者には婦人科の専門あり、而して婦人は
可成女醫が好いので有る、若い男醫は往々柔かき
患者の腕温かき腹部の診察に、患者をして二重の
苦痛を起さしむると云ふ事も稀れに無きに非ら
ず、美しくしき看護婦の居る醫院へは男の若い患者
が出入をよろこぶ如く、若い男醫の治療室へは美
くしい婦人は悪い氣持ちで出入もすまい、然れど
も婦人の最も恥ぢて然も是非なく受けねばならぬ
子宮病の外科手術の如きは、申迄も無く若い男醫
は禁物老醫と云へども尙ほ禁物、患者自らは是非な
き治療に同性の女醫の手術をたのむべし、女醫な
れば幾分同性關係上恥も忍ばるべく且つ安心安全
なるべきなり、然るに事實は全く之に反對し若け
れば若い程同性の女醫に見らるゝ事をよろこばず
且つ女醫の治療を甚だ不安に思ひ、まこと病苦と

感ずる病者は、恥を忍びて深く男醫の手術を信頼
すると云ふ、吾人の想像以外の矛盾を聞くに至つ
ては、茲に深き何等かの理論なくてはならぬ、吾
人これを考へ見るに婦人の通有性としての虚榮心
と嫉妬心の結果同性の女醫をたのます、むしろ異
性の男醫を信頼するものと斷定せざるを得ない、
信頼せぬ醫師の投薬は効果また顯著でない、患者
の醫師を迎へるは病源の根絶せられん事を目的と
するので有る、

偕て余の論及せんとする女監の教誨師論は前提に
於て略ぼ斷定を與へられて居る、元來教誨師を論
するなど既に間違つて居るので有る、男子可なり
女子可なり、老人可也、青年可なり、要は最終の
目的を貫徹し得る者を適任者とするなり、男女老
若を論じて居るなどはあまりに形式に流れ、保守
的であり、偶々監獄行刑の目的を誤り居る憾なき
にしも非らず、以下余の所懐を具體的に少しく叙
して見んと欲す、余の持論として居る女監の教誨

師は女教誨師は充分なる適任者と認められぬ、ひ
しろ不必要論者で有つて、女監教誨師は飽迄も男
子でなくてはならぬ、而も老人と醜い男は駄目で
人格正しき若い男の教誨師(妻同伴し來て居る者)
を最も適當とするのである、殆んど一般の考へと
反對であるかもしれない、石油に火を近づけるが
如き、實に危険千萬なる考へならんも、然も深く
婦人殊に女囚の心理状態を研究し眞に行刑の目的
を達せんとする者は、余と意見を同じうすと信ぜ
らるゝなり、監獄行刑の目的は改過歸善再犯なか
らしむると云ふにありて、拘禁は伴の目的で有る
往々主たる目的を等閑にして伴たる拘禁に拘泥醒
醒し易くなる事が有る、司獄官の大に常に注意を
要する處で有る、伴たる拘禁は建造物と嚴正なる
規律等によりて、有形的に幾分自然的拘禁の補助
力を存すれども主たる改善せしむると云ふ精神的
内容的の事に至りては、實に寸分の餘裕も無く常
に満身の注意を拂はねばならぬ、此の伴の目的た

る拘禁上の爲めには女囚には女役人を適當とすれども、精神的歸善の目的を達する爲めには、女教誨師は適當と認める事は出来ない、むしろ弊害ありて不當と言はざるを得ない、何故に弊害あり不當なりやと言ふに、前にも言つた如く虚榮心と嫉妬心は男性以上に強い通有癖が婦人一般に有る、撰擇好き嫌い公平不公平等の差別心は男子も女子も凡そこは人類一般の通有性で有る、婦人と云へども好きな者に愛を多くし嫌いなものに憎みを多くする、却て其程度は執念深きこれまた一種の婦人通有性として一層男子以上に強いので有る、虚榮心強き故に人氣を得んと甘心を招く事に誠意薄くなり、嫉妬心強き故に慈愛を去つて怨憎の復讐心が甚だしくなる、是等の及ばず惡感化の弊害は恐らく心竊かに男教誨師の顔を見て欣ぶ等の弊害を比較して大小果たして如何だらうか、然も遠美近醜人には屹度長短あり、女囚と女教誨師とは同性間故に接近も易く、其の利得として女囚

の個人調査に甚だ便利多いと共に、教誨師の女囚より看破せらるゝ短所もまた少くない、日々多くの接近に於て事に慣れ易く物に飽き易く垢見付らるゝ事の多く斯くして人格を疑はれ同じ穴の狐と見らるゝ様になつたら、最早教誨師としての存在を認められぬ事となる、勿論如上の事は有り得べからざる事の如きも、而も自然の人情として少くも斯くなり易い事は到底免がれない、且つ古往今來歴史の暗黒面に於ける婦人の活躍を思へば、女教誨師女監女囚此の三者間に於ける暗流、監督よろしければ其弊杞憂するに至らずとはソハ理想にして、事實は到底理論以上で有る事を覺悟して居らねばならぬ、其他論じ来れば弊害百出史らに進歩不適當なる理由は前述の弊害と伴つて男子よりは婦人は尊重敬畏せらるる點に劣る所あり、現在の日本はまだ一男尊女卑の男子も女子も自信あり、此の思想よりして、如何に賢明な婦人よりも薄識無能な男教誨師の方がまだ偉い様

に女囚の目にうつるに違いない、洋服の教誨師よりも法衣着用の教誨師が僧侶らしいとともに信念上に敬虔の念増す如く、女教員でもない様な尼さんでもない様な姿の女教誨師よりも、法衣見なれた男教誨師の佛前讀經や日々の目にうつる上に於て多少の尊み心が格別であらねばならぬ、演壇上に立つても如何に能辯であり熱誠でありと雖も、男教師の拙辯よりは威權を強からしめず、トモすると折角の熱誠が生意氣など云ふ憎厭の念を與へる事なきにしもあらず、又道路の往復等に於て婦人互に後見かへりて頭の鬘より足下の下駄まで品物着方等細心の注意を以てよく見るもので有る、而して彼是の屹度批評をする、男子は斯る事に甚だ無頓着である、しかるに細心の注意を以て凝視した婦人の觀察力よりも無頓着の様に簡單に見た男子の觀察力が遙かに真相を發見して居ると云ふ事である、西洋の或學者は「婦人には靈が無い」と歎息したそうですが、和歌音楽繪畫等世界に澤山

な婦人で秀でた者も居れどそれ等は皆達人でなくて才女である、婦人に上達と云ふ事は得て望まれない事であると、或る歌人の書物にも言つて居る然れば個人教誨集合教誨何れの形式的内面的に於ても女子は適當で無く矢張り男子でなくてはならぬ、而して其の男子としても老人や醜い男でなく品位と人格ある既婚者の若い教誨師が最も適當して居ると云ふは、試みに吾人一步屋外に出ても歩き易く美しくしき路を踏み塵埃の裏長屋小路よりも廣々とした家並美しくしき街道を通る事が心地よく春の月より秋の月、野より山、川より海、等山紫水明景色でも好い處淋しい處によりて感じが違い、芝居一つ見ても如何に役者がよろしと云へども背景、役者の顔や聲等の如何によりて感動には多大の影響が有る、斯くの如く吾人には必らず好き嫌の觀念は去り難く好を喜び嫌を厭ふは當然にして且つ尙ほ好きな事は幾度も重ね度、嫌いな事はつとめて繰返し度ない情念の結果好きな人の言

ふ事喜はんで聞き、嫌いな人の言ふ事は却て惡感
を起さしむるので有る、アノ教誨師さんは若くて
美しくいと待たれる事は一面甚だ弊害あるが如き
も、其教誨師にして相當の品位と人格を有して
得たならば、老人の男教誨師や女教誨師の接近し
易き反對に接近し度くて然も出來ずして敬慕する
教誨師に氣高きあり、それによりて感化をうける
女囚の幸福は儘かに弊害以上の効果が有る、これ
に反し醜い教誨師は嫌はれ或は嘲笑されてよき感
化を與へない、老人には希望と勢力が無いから危
險の無いと共に效果も決して顯著で無い、

以上大略にして持論の全部では無い、しかしそれ
以上論及の必要もいるまい、若い男教誨師に對す
る杞憂を論ずる時は遂に男女老弱殆んど理想的教
誨師は人類に盡きて、人類を超越した神佛に至ら
ざれば理想の實現は不可能で有る、少くも吾人の
理想は希望と精力に於て意義ある任務を完ふせん
とする、現状維持因襲的保守的無害不用の無責任

者ならざる、活動的進取的有用なる氣象に富む青
年教誨師を招き、以て多大の經費を投じて効果を
期待しつゝある監獄最終の目的を達せんとする愛
國的重大なる責任觀を以て、敢て皮相の筆鋒を以
て女監の教誨師につき卑見を論述し、以て女教誨
師を不適當として生氣ある青年男教誨師を主張す
る事如此。

雜

纂

○歲華如流

霜

輪

□一年の計 未だ成らざるに歲正に暮れんとす、
光陰は白駒の隙を過ぐるが如く、吾曹迂々とし
て此白駒に駕し遂に歲末に臻る、人此狀態を目
して駿馬痴漢を乗せて走るとや評せん、言ふ迄

もなく光陰は駿足にして痴漢たる予を乗せて走
るもの、往事を追思するに、何等斯界に貢獻す
るところなく、又論策提議の見るべきものなき
に於て、轉た此比喩の劃功なるを感ぜざるを得
ざるなり。

□歲華匆匆 青陽將さに轅を回さんどす、風曆改
まると共に吾人の心意を刷新し、忠實なる滿腹
の赤誠を掲げ、最善を竭し長へに酬答せんとは、
吾曹の常に歲末に於て聲言するところにして、
遂に又其萬一を實行し得ざるを羞づるや切なり。

□痴人往々 「果報は寝て待て」と云へる諺を楯に
取り怠惰安佚これ事とし、或は又今年は空しく
過したれど、來年よりは大に精勵し百事恢復を
計るべしと稱し以て二六時中を徒過す、左れど
「善は急げ」と云へる諺あり、又「明日ありと思
ふ心の仇櫻、夜半に嵐の吹かぬものは」と云
へる古歌あるを忘るべからず、蓋「果報は寝て

待て」と云へる諺は各々其責任を盡し其義務を
全ふし徐ろに其誠意を以てせる努力に對する報
酬を寢ながら待たれよとの謂にして、責任ある
者は立て大に奮勵すべしとの意義の半面を語れ
るに外ならず、然るに世の所謂無性者、懶惰者、
乃至表面を装ふ横着者、自己の責任を忘れ、只
徒に報酬を待ち、賞與を待ち、昇給を待つ、思
はざるべけんや。

□菜根譚 嘗て其金言玉語の三四を録し之れを紹
介せり、年の暮取て賣出しの意味にあらずと雖
も其草稿の存する在りしを以て尙二三を摘録す
ることとせり。

(一)

事窮まり、勢蹙まれる人は、當きに其初心を原
ぬべし、功成り行滿ちたる士は、其末路を觀る
ことを要す。

一敗地に塗みる、ことありども、能く其既往
を顧み、當初の元氣を追想して奮勵努力以て

初志を貫くことに勉むるを要す、又成功を爲すと雖もこれに安んずるに於ては、懸て失敗を招くことなしとせず、故に居常其末路の成行を慮りて心をこゝに用ゆるを要す、事の成るは成るの日に成るにあらず、敗るゝも亦敗るゝの日に敗るゝにあらず、其心の持方による如何様にも變すべきなり。

(二)

分に非ざるの福、故なきの獲は、造物の釣餌にあらずんば、即ち人世の機阱なり、この處、眼を着くること高からざれば、彼の術中に墮ちざるは無し。

惡銭身に著かず、浮雲の富は永久を持せず、成金を夢むべからず、自己の實力と境遇とを顧み、無謀の榮達を望むべからず、宜しく其與へられたる天地に於て個性を發揮すべし、名利に汲々たるものは虛名に釣られ易く、私慾に飽くことなきものは、黃白の爲めに釣ら

る、犬の牛肉に釣られ、猫のまたゝびに釣らるゝと殆ど撰むところなし、身分不相應の福、受くべき理由なき金錢に就ては、早くこれを注意して、禍を避け、人世の機阱に陥らざるを要す。

(三)

恩は宜しく淡よりして濃なるべし、濃を先にして淡を後にすれば、人其惠を忘る、威は宜しく嚴よりして寛たるべし、寛を先にして嚴を後にすれば、人其酷を怨む。

恩威の偏廢すべからざるは、今更言ふを俟たざるどころなりと雖も、能く人情の機微を察知して、順序を踏み前後を考慮せざるべからず、恩の濃淡、威の寛嚴に就ては其順序に於て特に深甚の注意を要す、就中衆人の上に立ちてことを行ふ者に於ては能く心得べきことなりとす。

口吝膏物語 集むることを知て散することを知ら

ざる者は、紙屑拾にだも劣るべく、一度握りたるものを只管失はざらんことに努むるが如き、は、乞兒も亦齒するを耻るなるべし、とは金使業の切論するところなり、我此歳末に際し俸給を懷にし賞與を手に擲んで、金使業の跡を追ひ鯨ヶ橋の貧民窟に臨み、新谷町の貧乏街に立ち、慈善救済の型を演せんとするにあらず、却て世人の濫費徒消を戒むる爲め新古二種の吝膏物語を紹介することとせり。

(新)某地に慾野深造と云へる官人あり、出張に茶代廢止の旅館を選び、汽車の赤切符、陸路の徒歩、粗食して毫も厭色なきが如きは其天性にして、努めて同僚間の交際を避け、送別又は懇親の宴あれば病氣其他の事由を付して缺席し、知人に不幸あれば一圓の香奠を吝み、組合を避け、獨り三十錢の線香を買求めて其靈前に捧ぐ、日常の服裝、帽子、穿物に關する批評は繁を避け茲にこれを省くと雖も、靴も幾多の春秋を経

て處々に綳帶を施しありて、轉た今時の戦場を偲ばしめ、カラ、カフスの如き、寒山冬峯と同じく悉く其木地を顯はして慘慄、以て其全豹を窺ふに足る、若し夫れ禁酒禁烟は勿論茶の間に梅干の繪を貼て、總菜に代用し、寢室に澤庵石を吊して防寒の具と爲すが如きは十年の前に於てこれを實行したりとは只々驚くの外なく、兎匆匆々、歳正に盡きんとして、世人は其一年の短かきを呷つと雖も、其處は又歳を一つ餘分に取ると云へる十露盤勘定より得々として欣幸の色あり、左れば受くるどころの俸給は、堅實に利殖の途を講じ近く成金を壓せんとす、善官職を利用して不正の利益を得、之を遊興に散し、又は常軌を逸して財を散し以て寡慾を誇り、其品性を墮す者に比すれば優ること萬々なりと雖も、吝膏の極其地位を忘れ、社交を無視し、遂に品格を傷くるに至つては、茲に又慾張法案を設けて大にこれを取締るの必要ありと云はざる

へからず。

(舊)むかうより来る岩疊いわたたき阿爺、七つさがりの絹羽織、かへし小紋の肩はげし、頭の霜は備前陶を、灰にくべたる俤あり、洗さらしの松板綿に、木綿小倉の二重帯、曲り形なる古雪踏も、かねは減らさぬ身たしなみ、左手に松魚引提て、右手に持たる一把の薪を、町中へ裸地とおき、よしない物を貰うふ故に三十二文の損をする、忌々しいとひとり言して、松魚を薪の上に載せ、なほくどくどと呟くは、捨に來たかと思想兵衛は、訝しければ眼をはなさず、貪婪國にも又かゝる氣ちがいありけるよ、堅木の薪を一把そへて、生きたやうなる松魚を捨るは、さりとては解せぬ奴、故こそあらめ、聞きかほしと、心に深く怪みけり、かゝる所に又一人、六十あまりの染垂阿爺、天窓は藥罐と元かやき、腰はゆかみて鍋の蔓、墨より黒き杓子顔、吹竹程な杖の頭に、やつと掛けたる古草鞋、きよろ／＼

として横町より、出合がしらに顔見合せ、これは藪坂の客平どの、ごちへ御出と呼びかくれば、いやあ、無佐堀の皺右衛門どの、頃日は御不沙汰いたした、われら此所へ出かけしは、據なくたのまれて、親類共へ四五十金の媒いたしつかわせしが、親類だけに禮金なども、慾をはなれて並よりも、少し餘計に受納いたせし、其謝禮として松魚一本下されて却て厄介、これを賣て總菜とするときは、食はせつけぬ魚類にて、家内の奴原飯がすくまば、一かたの飯に損あり、また刺身にして自分一人賞翫しても一本の松魚は食ひつくされず、所へ客でも來るときは、まんだら夫れを見せても置かれず、これも又二三合の酒を損することもあるべし、所詮薪一把の損をして、この松魚を捨つるにしかず、薪あれば拾ふものは醬油一合の損なり、しからば取りあぐる人もあるべしと思案して、わざ／＼捨に來ましたといへば、皺右衛門肩を擧め、嗚呼

貴様はそれ程に大氣な人とは思はなんだが、よほど焼がまわらしやつた、頃日の相場では捨ても五百がものはあるに、なせ魚屋へ賣らしやらぬ、われは毎日麥飯のみ食ふ故に、屁の出ることを限なし、さればさて屁もいたづらには放らす、氣をもらさんと思ふときは、紙袋へそつとすかして、直さま口をしつかと括り、これを青菜に代へてやる、常の風には事かわりて、彼袋の屁を鼻へちらせは、自然とこやしになる道理、古草鞋踏切らして、惜氣もなく、はき捨てる大氣ものとは目を同ふして語りがたし、御覽あれ、さる方へゆきしかへるさに、拾ひためたる古草鞋、またはかれると擇り分けて、残りは糞沙にさらせるつもり、もし其松魚を捨て給は、われら直さま拾ふべしと、いはれて頻に天窓を掻き、なる程これは近年の大ぬかり、元日から大晦日まで、なまぐさものを買はざれば、一向そこへ氣が付かず、貴公にこゝにて行きあはすは、

小貳朱の損をすべかりしに、さすがは老功感心々々、いざ同道どうちつれて、薪と松魚を又引提げ、につこりともせず立かへり(胡蝶物語)

○英國の小兒裁判所とボルスタル感化院

英國には未だ別に獨立した小兒裁判所といふものは無い。多くは警察裁判所に於て之を取扱つて居るのである。併し乍ら、其審問の手續等に至つては成年者のそれ等と全然區別せられて居るのは言ふ迄もない。取扱ふ事件は主として小兒の犯罪、其雇傭上より起る出來事、竝に家庭の窮乏狀態等である。

審問廷には當該關係者以外の者は一切入れられない。止むを得ざる必要があつて入らうとする者は豫め判官(マジストレート)の許可を得なければならぬ。小兒裁判所に於て取扱ふ小兒は十六歳迄としてある。手續は無論刑事手續ではあるが裁判所

の小兒に對する態度は寧ろ慈父慈母の態度であつて小兒性格、四圍の情況等より推して小兒の最善の利益を保護し増進せしむるのを目的として居る。英國に於ても矢張り米國に於けるが如く小兒裁判所の性質を決定するのは法律的規定其物に依るにあらずして寧ろ判官其人の態度に依るものなることは云ふ迄も無いのである。普通の場合、小兒の犯罪事實を發見する正式の手續並に小兒の性格と四圍の情況とに關する報告を聴くの手續が済めば、判官は小兒を其壇上に呼寄せ、低い聲で隔意のない親切な懇話をやるのが常である。大概は有罪の宣告を與へぬ。其代りに英國特有の鞭打ち(バーチング)を科する場合がある。此鞭打ちについては近頃其野蠻的性質に對して大分世間の非難を惹起して居るから早晚廢止せらるゝこととなるであらうが或一部の論者は其刑罰代りの處分の效果が案外に良好なのを理由として其維持を主張して居る者も少くない。

小兒を監護吏の保護に托するか、又は前陳の鞭打の處分を科するかは三途に出でる。小兒が十二歳未満の者なれば産業學校に送られ、十二歳以上の者なれば感化院若くは時として練習船に送られることもある英國に於ても近頃監護制度が益々多く用ひられる傾向を表はして來た。併し乍ら或一部實驗者の説に依ると若しホームが衛生上にも道德上にも思はしくなく又は小兒が暴れ者で手に終へない場合には、寧ろ感化院に入れた方が得策であると言つて居る此種の感化院として官立のものは所謂ボルスタル感化院と稱するものがある。私設のもので最も理想的に近いのはセツフィールド市にある離散ホーム(Scattered Homes)である。此ホームには彼方此方に離散せる多くの家屋があつて、一家屋内に年齢の違つた十人若くは十五人の小兒を收容し家母(house-mother)と稱する監督者の下に之を監視する。小兒等は村の學校や教會堂にも行かせる様にし、斯くして社會的生活に慣ら

米國の監護吏は小兒が裁判所に出廷する前に其小兒に關する總ての調査を行ふのであるが英國ではそれをやらない。故に小兒に關する色々の報告材料が集まつて來る迄は小兒を一時監視して置く必要が屢々ある。併し時に依ると教育官吏が審問前に種々の調査をして其結果を判官の前に提出することもある。而して小兒を監視に附する場合には兩親の監督に托するか又は或一定のホームに收容するのが普通である。大概の都市には特に設置せられたるホームがある現に倫敦には此種のホームが三つもある。小都會にありては貧困の家庭の小兒を收容する爲めの私設若くは半私半公の營造物を此目的の爲めに使用して居る。又時に依ると男兒は巡查の家庭に女兒は學校教師の家庭に托せられたることもある。

審問の結果愈々有罪と決まれば小兒は訓戒説諭を加へられて一旦放免される。尤も此場合兩親が今後の小兒の行狀について責任を負はせられるが、

され隔離の弊害を避けしむる様にしてある。(法律新聞)

新潟監獄と經濟の獨立

新潟監獄松山典獄曰く、本縣は商工業の不振のため有利な製作品の注文が他の地方に比較して至つて少く毎年時約注文者としては當地(新潟)に一名長岡に二名位のものにて彼の巢鴨や静岡高知の如き商人間の競争激しき注文を引受けて作業する事なく反つて商人の氣前を考へて仕事を頼む様な有様では到底充分の利益を受ける事が出来ない従つて時勢の影響を受ける事も少い尤もゾート以前自分が當地へ來任當時より見ると現在では常監獄も餘程良くなつて來た、其當時は全國五十二監獄中收得經濟上より見れば最劣等の位置(下から四番目)にありしが現今では其中位にある様になつた。尙ほ當監獄の囚人作業としては木綿織、マツチの箱張り、藁細工等にて其他少數の持物類の如きも

のなるが現在四人六百八十一名老若平均一日の收得勞金は十錢内外を上下し年額としては昨年末には一萬八千圓出費は八萬圓計で現在では逆も收支相償ふ譯には行かぬが單に食料だけならば立派に遣つて行ける然し未だ全部と謂ふ程度には程遠い話だ四人の作業時間は日の極く長い時の正味十一時短い時の七時間平均すれば九時間だ、是れを要するに我新瀉監獄は經濟上より獨立する事は未だ遠い將來の事であらう。云々。

犯罪の原因及豫防

(承第三十卷第十一號)

日本犯罪學會々員 澤田 順次郎

第三例 ジアン・クレチエン家族

ジャン・クレチエンは佛蘭西の産で、祖父のジャン・クレチエンと、其の長子ジョセフ、次子トーマス及び三子ビエールとの性格は、審かでなければ、其の孫十人の中、一人を除く外は、悉く犯罪者で、一人の玄孫も犯罪者となつた。

ジョセフの子は六人で、長子ジャン・フンソフア、二子ベノイ、三子クレール、四子レネ、五子ローゼ、六子グイクトールの中、ベノイの外は皆な竊盜で、處刑せられた。

トーマスの子は二人で、長のフランソアは殺人罪を犯し、次ぎのマルタンも殺人犯で、一族中最も惡逆を極めた。ビエールの子ジャン・フランソアは、竊盜及び殺人犯で、これ亦前者に劣らぬ惡黨であつた。

第四例 アダム・ユルク家族

マダム・ユルクは、一千七百四十年に米國に生まれて、一千八百年に六十歳を一期として、死んだものであるが、女の癖に大酒を好み、淫樂に耽り、其の夫と共に諸國を流浪して、罪惡を犯し、處刑せられたことは、幾回であるか分からぬ程である。

ユルクの子孫は、七十五年間に七百九人の多數に達したが、其の中五百七十六人は不良者であつた爲めに、國家が此れ等の家族の爲めに、直接に

費した金高が、總計五百萬マルクに達したといふことである。それで若し國民が間接に費した金を合算する時は、實に莫大な額に達したのであらう。

それはさておきユルクの子孫で、其の不良な者の統計を示すと、次ぎの如くである。

種類	人員	百分比
密賣淫	一八一	三、五
乞食	一四二	二、七
私生兒	一〇六	一、八
重輕罪	七六	一、三
被救助者	六四	一、一
殺人罪	七	一、一
合計	五七六	一〇〇、〇

此の統計に依ると、不良者は總體の一、二で、良者は僅に一九、八に過ぎぬ。遺傳の勢力の、侮るべからざるがよく判明る。

第五例 ミシエル家族

これは精神病と犯罪との關係に於いて、精神病患者から、多くの犯罪者を出す例として挙げたも

ので、ミシエルは精神病患者である。

ミシエルの長男は酒客で、山賊の女と結婚し、其の間に生まれた男子四人は、長男を除く外は皆な不良である。其の次男は酒精中毒症に罹り、三男は殺人犯、四男は癲癇で、傷害罪を犯した。

次ぎにミシエルの次男は殺人犯で、三男は低能であつた。四男に又四子あつたが、孰れも男子で、長子と二子とは低能、三子は癲癇で、四子は白癡であつた。

以上は皆な外國の例で、犯罪家族の名空しくないが、日本では未だ犯罪者の系統に關する調査が不完全で、僅に親子の關係を知る位のものである。左に二三の例を示すであらう。

第一例 父子四人犯罪

埼玉縣入間郡福原村のもので、もとは相應の身代であつたが、失敗して産を失ひ、苦しまぎれに父(五十四)は惡心を起こして、詐欺を働き、逮捕せられて入獄中、其の長男(三十二)は、二男(十

九)と共謀して、諸所に忍び入り、總計四萬圓の贓品は、一切長女(三十一)の手で入質し、其の金で三人は、贅澤なる生活を爲して居たが、悉く捕縛せられた。

第二例 親子六人犯罪

父は洋傘直しで竊盜八犯を累ね、母も竊盜で三犯の前期者である。其の子は男三人に、女一人であるが、長男は竊盜、強盜二犯、二男は竊盜三犯、三男は竊盜四犯で、三人目の長女は竊盜三犯であつた。

第三例 親子四人犯罪

父は賭博、母は竊盜三犯の前期者。其の子は二人で、長男は賭博、次男は横領罪で處刑せられた。

第四例 親子五人犯罪

両親は共に竊盜で處刑を受け、子は三人とも皆な竊盜で入獄した。

第五例 兄弟五人犯罪

父は木挽職で、子は五人あつたが、長男は浮浪、

竊盜八犯、次男は竊盜二犯、三男、四男共に竊盜で、末子の女も竊盜をした。

第六例 父子犯罪

父は殺人犯で無期徒刑に處せられたが、特赦に逢つて放免となつた後、殺人犯で入獄中の長男の妻、及び其の子等を殺して自殺した。

第七例 父子犯罪

父は竊盜で入獄し、一人の十二歳になる少女は、小間使奉公中、主婦の金を竊取した。但し母は其の夫にも、其の子にも似合はぬ正直者で、夫や娘の行爲を歎き悲しんだ。

八 遺傳犯罪の結論

以上の數例は皆な明らかな事實であるが、併かしそれが果して、遺傳犯罪であるか何うか、疑問であると反論する者がある。その説に依れば、親が犯罪者である程だから、其の子を放任して、教育をせぬ結果、子は親を見習つて、惡事をする様になつたかも知れぬ。現に或る親の如きは、其の

子を教唆して、竊盜をさせた例もある。

成る程これに依つて考へて見ると、親の遺傳でなく、家庭の感化で、犯罪者が出たとも受け取らるるが、併し前述の外國の例や、次ぎに擧ぐる二例に徴すると、先天性の惡癖でなければ、何うしても説明の仕様のない者があるに依つて、考へて見ると、遺傳犯罪の事實は、今幾分不明の點があるとしても、全然之れを破壊することは出來ぬと、吾人は信するのである。其の例に外國で恚ふいふのがあつた。

或る上流の家庭で、三人の男子があつた。其の十六歳になる長男と、十歳になる三男とは、共に營業を勵み、品行も正しくして、大家の出たるに恥ぢなかつたが、獨り十三歳になる中の子(次男)は、何ういふ理か不良な性質で、虚言を吐き、狡才に長じて人を欺くなど、親兄弟とは似ても附かぬ白徒であるので、父母は大に心配して、學校は勿論、家庭教師と計つて、種々矯正策を講じて

見たが、何うしても癒らぬのみか、却つて愈々惡事が増長する許りなので、両親は最早手の施しやうもなく、只管眉を顰めて、歎息するのみであつた。

ところが此の不孝兒に就いて、圖らずも意外の祕密が暴露したので、父は今更の様に驚いたといふも道理、其の子は眞の我が子でなくして、或る惡漢の種と知られたのである。

事の起こりといふは、十三年前の昔、其の父は旅行にて不在中、一夜惡漢が忍び入つて、夫人を脅迫し、遂に之れを辱かしめて、其の場を逃げ去つたが、夫人は之れを暗中に葬つたのである。其の理由は言ふまでもなく、名譽を思ふからで、固く祕して何人にも明かさなかつたが、其の後懷妊して生み落したのか、即ち此の不良兒といふことが、或る機會から知れたのであつた。爭はれぬのは血統である。

次きの例、は露西亞にあつたことであるが、中

流の農夫で、妻との間に三人の子があつた。長男は善良な生まれで、二人の子を生んだが、一人は無頼の群に入り、後ち強盜を働いて、シベリアに送られ、次ぎの一人は、酒の爲めに傷害罪を犯した。

次男は兄と變はつて、心立ての良くないもので、行衛不明となつたが、之れに反して三男は、長兄に似て善良であつた。然るに其の子は、三人の中心人まで不良で、唯だ中の子一人だけ人間らしくあつた。

此の不思議な家族に就て、検索の結果、農夫の父は、他國から流れて來たもので、其の頃貧しく暮らして居た寡婦を欺し込んで、夫婦となつて生んだのが、即ち農夫であつた。其の農夫は正直で、家業を勵んだ爲めに、段々に身代が富んで來たが、其の父は酒ばかり飲んで、喧嘩を好み、何か重罪を犯して、逃げて來たらしいといふことが判明つた。農夫の子や孫で、犯罪者の多く出たの

は、其の父の惡性が遺傳したので、家庭の醜したものでないことは明らかである。

簡様に親の惡性が、其の子に傳はるものであるから、此の場合に於ける父母の勢力の、優劣を知ることが肝要である。多くの實例に依ると、母は善良でも、父が不良である時は、其の子には父の惡性が、遺傳するものの如くである。此の場合に於いては、父の惡性が優性で、母の良性は劣性である。之れと反對に、父が良性で母が惡性である場合は、母の惡性が優性で、父の良性は劣性となる傾きがある。前の第七例と、上流家庭の例とは、父の惡性が母の良性に勝つて、其の子に現はれたものと考ふべきである。

けれども犯罪性の遺傳は、犯罪其のものを遺傳するのではなくして、犯罪の要素、即ち危險性を傳ふるものなることを、知らなくてはならぬ。それで竊盜の子は、必らず竊盜となり、放火犯の子は、必らず放火を犯すに決つて居らぬけれど

も、其の危險性は近いものに變化する傾きがある。其の犯罪者に近似せるものを出すのは、自然であらう。例へば竊盜の子は強盜となり、詐欺の子から、偽造者を出すの類である。酒精中毒症、精神病等から、浮浪、殺人、放火等の多く出るのも、此の理に依つて説明することが出来る。

猥褻、姦通、密賣淫等種々なる色情犯罪も、遺傳性を有するもので、

- 一 父子共に強姦罪を犯した者
 - 二 母子で賣淫を業とせる者
 - 三 姦通罪を犯した父の子に、野合、賣淫を爲せる者
- 等の例が少なくない。不貞なる母から、淫奔な娘の多く出るのは、家庭が悪いと許り言はれぬ。

第二 精神病

一 精神病の意義

精神病と犯罪とは、密接の關係があつて、其の結果殺人、傷害、放火等の罪を犯すことが多くある。又精神病は、已に前に記したる如く、著しく

遺傳性を有して、子孫に現はるものであるけれども、其の症候は同一の精神病でなくして、精神病類似のものとなり、或ひは社會的危險性のものとなつて、種々の罪惡を犯すことも、少なからずある。(未完)

墮落に導く賞與金

神棚を据えれば先づ如何なる神様を祭るかが問題になりませう福の神か將た貧乏神か如何なる神様を祀るべきかを考へねばなりません。次には其の神様に何と云つて拜むかが問題で死んでも命のあるやうになど拜んだら神様が頗る迷惑をするに極つてゐる近頃大分凄じい

●賞與風が吹いて 久原や山下などでは一ヶ年分の給料などは何とも思はず電話係の女までが百圓二百圓を貰ふと云ふ大評判である神棚の神様に對すると同様に一體賞與と云ふものは何の爲に出すのであつて受ける者も亦如何に之を處分するかを

考へて見ねばならぬ世人が此の賞與に對し何れ程迄の解釋力を有するかは抑も疑問で之を出す方の側から見れば犬に肉を捧げて一遍お廻りと云ふやうな奴隸的扱ひをして居るのではなからうか若し職務に勉強したから與ふべきものならば何故之を本俸として給せぬのであるか

●勉強しない者が あつたら宜しく之を免職すべきである賞與を以て人を働かせようなどは如何にも下劣であつて又如何にも奴隸的低能的の扱ひ方である受くる方でも若し受くるだけの資格があれば官吏を始め當然の權利たる俸給として之を受くべきである然し已に賞與の制度が存在する以上之を有効に授受する事は時節柄必要であらう世間には賞與に依て墮落する者が比較的多く賞與を目的にして衣類洋服を新調し出來上つて見ると餘程夫れが豫定以上の超過になる事があつたり甚だしきは一杯呑まうなご之を二日か三日に費消して了ふものがある斯る例は殊に獨身者に多く

●家庭では奥さん 子供までが夫れを當にして豫算以外の金を使ふ事があるやうだ若し之が一定の俸給なれば決して違算などはなからうと思ふ神を祀るが如く賞與に對しても冷靜に考へて貰ひたい斯る不時の收入は先づ之を賞與貯金とでもして老後の用意にするが宜しからう或は今の日本の家庭の如く慈善救濟費の支出に魔誤つく如な所では慈善費に繰込むも宜しからう或は又保險掛金として老後子孫の計を立るも宜い何れにしても賞與金を無意識に授受するは宜しくない(三輪田元道氏談)

通信

福岡監獄久留米特設女監落成概報

久留米分監特設女監建築工事は大正五年度に於て建築費事務費を併せ壹萬參千六百拾八圓大正六年

度に於て四千六百圓を配布せられた舊須崎出張所の古材類の轉換を受け敷地は男監敷地の一部分に官舎敷地耕転地を併せ約壹千參百坪の地をとし大正五年五月十六日工事に着手せり。

建物の配置は周圍鐵筋混凝土塙を巡らし中央に教誨堂を設け之に接續して東西北の三方に雜居監を南方に分房監及拘置監を置きて十字形とな東西雜居監には各々工場を接續して建設す分房及拘置監は渡廊下を通して南方事務所に接續す事務所の南方には表門ありて外部に通ず事務所の東部には渡廊下を隔て、病監に通ず炊事浴場及洗濯場は構内西北隅にありて渡廊下を以て北雜居監及東工場に通せしむ。

工事は大正五年度に於て官舎移轉模様替に伴ひ第一着手として看守休憩所並に演武所の移轉を初めとし厩舎の移轉を全く終りたとは七月上旬なりき之より須崎出張所より發送せし古材料の到着に依り周圍に設塙を拵へ從來の土塙解放に引續き

構内地均しの上七月中旬東工場を第一着手として混凝土塙雜居監教誨堂分房監事務所病監渡廊下移轉工場炊事看守官舎人民控所等専ら工程を進め大正六年五月十日を以て五年度の工事を畢へ引續き本年度工事に移り九月末日を以て竣功を見るに至れるなり今各建物の内重なるものの名稱種類を掲記せば左の如し。

名	種	數量	坪數	備
雜居	監	三	一、二、三、七五	
分房監	拘置監	一	三、三、〇〇〇	
病監	下	一	一〇、〇〇〇	
渡廊	下	三	二六、〇〇〇	
事務	所	一	四九、〇〇〇	
教誨	堂	一	三〇、〇〇〇	
人民	控所	一	二、〇〇〇	
工	場	二	一、五、〇〇〇	
炊事	浴場	一	一六、二、五〇〇	
洗	場	一	六、二、五〇〇	

分房監 三〇房
雜居房 二八房
總房 一一房

西東 七八二坪

而て訓令に従ひ十月より開始と共に各監獄より押送收容したる女囚人員左の如し

殺入	毆打	傷害	致死	放火	未遂放火	竊盜	強盜	詐欺	橫領	姦淫	贖胎	贓物	誘拐	計
熊本監獄	一					一								六
大分監獄	二	一	一	三		三								九
長崎監獄	一三	一	一	二〇		三〇	二	五	三	二	二	一	三	八三
佐賀監獄	三			三		四		一	二	二	一	一		一六
福岡監獄														
士手町出張所														
小倉分監	一	一	二	二		二〇		一	二	一	一	一		二九
當分監現在員	二〇	二	四	二八		二四		四	一	五	六	三	三一	一七四
計	二〇	二	四	二八		八二	二	一一	八	五	六	三	三一	一七四

右今回各監獄より移送せられたる女囚を教誨堂に集め分監長は先づ長途の旅疲を慰むるに共に將來に對する心得等に付懇諭せしに清潔を極むる新築女監に收容せられたるのみならず今又温情溢る、訓諭を受け且つ職員一同の注意周到にして親切なる取扱ひを受け喜色滿面に顯はれ感泣せし者も多かりき。又鐵路遠方より來たる者も途中晝食を喫する能はざりしもの一二名なきに非ざりしも概して至極健全にて安着せり且風俗習慣等を異にする

各方面より一時に多數收容せしこと故幾分の衝突等あるならんと豫想し相當の注意警戒を拂ひ居たるも全然杞憂に屬し一同爾來能く和合を本とし役業に勉勵し命令に服従し居れりと云ふ。

○大分監獄家族會

十月三十一日 天長節祝日午後一時より大分市大字上野寶戒寺に於て家族會を開催せり同日會する者二百餘名にして初會なりしに係はらず甚盛

會なりき古野戒護主任開會の挨拶を爲し住江典獄は本會の趣旨として家族と監獄官吏との關係及び物價騰貴に對する覺悟に就て一言せんとて家族殊に主婦の心得として官吏中監獄官吏程多忙なる職務は稀なるを以て其家族たる者は夫をして家事に心勞せしむるか如きことを避くるは勿論我國の列國に於ける立場に鑑み外に向つて出來得る限りの活動を爲し帝國の基礎を鞏固ならしむることに努めざるへからずと述へ次で物價騰貴に對する覺悟に就て近來非常に物價奔騰し爲に吾人の生活上種々の不都合を生ずるに至れるを以て政府に於ても之に對する救済方法を講しつゝあるも元來物價騰貴は一時的の現象に非ずして我國の急劇の進歩發展を爲したるに伴ふ現象に外ならざるを自覺せざるへからず從て家庭に於ける主婦たる者は冗費を節し物價騰貴の影響に支配せられざるの途を講せざるへからず元來吾人の目的收入多くなりたりとて是れが

爲に目的を達し得るものに非ず要は其覺悟と遣方とにある旨を述べ家庭を圓滿ならしむる心得として一、夫婦心を同じくすること、一、愛情には紀律あり敬を失はざること、一、各職分を守ること、一、互に嗜を持つこと、一、各本領を持つこと、一、毎日定まれる仕事あること、一、家具の仕舞方に秩序あることの七項を擧げて説明し尙三宅博士の言を援いて近來婦人は概して物を整理するの念乏しく且つ事に當りて撓むの癖あるを説き一、吝みたれ一、阿婆摺れ一、不貞腐れ一、破れかぶれの精神の忌むべきを説いて家庭を圓滿に爲すの心得と爲し尙子女をして不良の徒たらしめざるには父母の心懸肝要なり世間に所謂不良少女の生ずるは其罪家庭に在りと雖も其主たる原因は母に在りと信す子女の教育は元より容易のことに非ざるも要するに自己に於て爲すの習慣を養はしめざるへからずとの旨を述べ龍野教誨師は物價騰貴に對する覺悟に就て知足

の道理を述べ不足を感じ悲観に陥ることなく樂觀的態度を以て活動せざるへからすとて適切な實例を挙げ懇切にして平易なる講話を爲し午後五時閉會せり因に當日來會者には栗、柿、菓子及び握り飯を與へ餘興として三味線、蓄音機及び鐵彈抛け等を爲したり。

○德島監獄追悼法會の概況

當監にて去る十一月九日當縣巡錫中なりし西本願寺耆宿赤松連城師并に市内の眞宗寺院住職十餘名を聘し懇懇なる在監死亡者追悼法會を舉行せり。時辰午前九時を報するや吏員一同着席大月典獄は來賓三宅本縣知事を始め遠藤檢事正松山裁判所長美馬貴族院議員其他高等官辯護士十餘名を式場へ案内し受刑者一同に對し追悼法會舉行の旨を告示す梅林教務主任の先導にて僧侶十餘名入座伽陀三禮勸請阿彌陀經會佛下高座文回向等嚴肅なる讀經あり次て大月典獄の焼香并に追悼文朗讀受刑者總

代の焼香あり引續き梅林教務主任は學德一世に高く現代精神界の大指導者たる赤松老師を紹介す老師は徐に壇に進み諄々として道を説くこと一時間餘感泣嗚咽の聲堂に滿つ圓滿にして且つ同情に富める風貌德音は多大の感動と深刻なる印象を與へたり式後來賓一同に對し茶菓の饗應をなす千時午後一時を報す。

彙報

○勞役場留置者の自殺未遂 長野監獄松本分監在場勞役場留置者大池光重は十一月六日午前十一時五十分頃密かに作業用の紙を居房傾所内に持込み下腹部に突き立て自殺を謀りたるも之を未遂に發見せり原因は受刑するに至らば郷里に面目なしとの羞恥心よりならん

○被告人の縊死 福岡監獄土手町出張所拘禁中の瀆職事件被告人島間善兵衛は十一月二十四日午前六時頃居房背面鐵格子の東方より第一木目の下部に自己の髻を一重巻き付縊死を遂げたり

自殺の原因は被告事件及家事上に關し煩悶憂鬱の結果自害の意を決したるなりと。

○受刑者の逃走 大阪監獄堀川分監受刑者殺人未遂懲役十年高木鹿之助は十一月二十七日午前七時二十分頃煙突修繕を爲すに當り熱を防ぐ爲め古布切を與へたるに本人は馬場煮湯の側にある便所内に馬丁が使用紙に代用する爲め着古したる「シヤツ」を置きたるを窃取し右古布に包み屋根に持行きしを戒備看守が覺知せざるのみならず看守は手傳一人と共に下にありて屋上に視線を外したる機會に於て獄衣を脱し右「シヤツ」を着用し右古布切を壁に懸け屋根に上る足場を用ひたる板を引上げ間隔約五尺ある屋根と外壁とに渡り同分監南方外に脱出したるを追跡看守の爲めに逮捕せられたり。

○受刑者の傷害 三池監獄受刑者窃盜懲役九年村上音吉及窃盜懲役二年九月二十三日富井唯市の兩名は宮の原坑内五十一片部内に於て採炭作業に従事中十一月八日午後六時頃同國中島柳太郎及び藤井其三郎の二名に對し頑細の事より争鬭を引起し斧又はボルト並に鐵片に刃を磨付けたる小刀様のもの等にて傷害を加へたり原因は加害者兩名は據て同一個處にて就業する受刑者上野兼吉なる者を被鷄姦者たらしめんと考慮し居たるものなるが被害者兩名之を妨害するものと邪推し互に反目するに至り遂に本件を發生したるなりと。

叙任

叙從六位	典獄(札幌)	立石重司
叙正七位	監獄醫(神戸)	高貫萬一
叙從五位	典獄(高知)	芥川忠藏
叙正五位	同(小管)	有馬四郎助
叙從七位	看守長(網走)	氏家孝太郎
同	同(神戸)	佐竹武雄
叙正八位	同(同)	勝谷長之助
八日市場分監長を命す	看守長(千葉)	島崎健
給八級俸浦和監獄勤務を命す	同(青森)	双木文四郎
給八級俸千葉監獄勤務を命す	同(浦和)	齋藤謙
叙勳七等	同(長野)	枇杷橋喜一
叙勳八等	同(静岡)	長山又四郎
同	同(樽川)	竹内英夫
同	同(長野)	岩館久榮
同	看守(前橋)	長谷川源作
任看守長給十級俸長野監獄勤務を命す	看守長(長野)	新村健介
依願免本官	同(岐阜)	酒井豐太郎
同	同(千葉)	大塚安太郎

會 報

○贈與金

客月十四日附を以て元松山監獄看守益田信太郎氏外三十一名に對し本會々則第十一條第一項第三號乃至第五號に依り拾圓以下參圓迄の金員を贈與せり。

○茶話會

十一月十七日(第三土曜日)午後二時より本會樓上に於て茶話會を開催す講師は帝大文科大學教授文學博士藤岡勝二氏にして氏は「言語の價值」なる題下に人間の言語は自然の聲音より漸次發達して竟に之れか價值を具ふる語格語法を完成するに至るまでの徑路及段階に付き細說せられ進んで東

西修辭法の差違あるを辯じ一轉して言語其者を整理し修飾して所謂對他的に流れす對內的のものたらしむるは今後に於ける人々處世の要道なるなきやと疑ひを存して論結し同四時過ぎ滿堂拍手の中に降壇あり後一般會員には別室に於て茶菓を饗し一同歡談に時を移し同五時半散會せり當日來會者の氏名左の如し。

根本松太郎	石塚 喜作	加藤庄一郎	小橋昭慶
武田 慧安	細谷 安藏	長山 始	古矢 嘉助
吉田正太郎	井村伊三郎	正木 みち	赤沼 貫之
梶田 一郎	猪岡 浩輝	高野 誠三	景山 榮志
渡部 新平	山口 知信	西原 幸三	柴崎 綠
齋藤 修一	長谷川圭介	増子 賢慧	松田 正壽
近藤 マサ	鈴木喜一郎	鈴木延太郎	宇野 篤
山田榮次郎	印南金次郎	末光 榮平	永田亥之助
給前和治郎	木村 直吉	和田 岩雄	軸原 憲一
佐伯 導信	鈴木喜一郎	山下進之輔	君塚庄次郎
小俣省一郎	田中秀太郎	岡見 數馬	藤井 藤藏
岸 文太郎	三橋 丈助	本良 英龍	川上幸次郎
坂橋 輝平	山中儀三郎	齋藤 友治	毛利 榮教

會費拂込注意

一 會費を振替貯金へ拂込まるゝときは必ず通知書の裏面通信文欄内へ年月人員壹人當りを記せられたし

二 會費を三井銀行振替貯金口座第三三番へ拂込るゝ場合は別郵便を以て當協會へ年月人員等詳細報告せられたし

喪中ニ付歲末年始缺禮仕候

三 浦 貢

悩める人のために

全一冊 特價金五拾錢
郵税金六錢

本書は在監者の抱懷する日夜の苦惱煩悶に對し親しく其顛末を
聽取し尋て慰藉と反省の訓誨を與へ驟然として往非を追悔せし
めたる實際談を輯めたるものなれば斯道關係者は勿論殊に教誨
教育に従事する者の好資料たり

發行所

東京市麹町區西日比谷町一番地

監獄協會

司法省監獄局長谷田三郎編 獄制研究資料

第一輯

菊判三百四十頁總布製金文字入
定價金壹圓郵稅不
本書ハ一八七九年獨逸聯邦議會ニ提出セラレタル
自由刑ノ執行ニ關スル原則及ヒ一九〇二年公布セラレタル
ル普國內務省所轄監獄則及ヒ一九一三年獨逸監獄協
會ニ於テ議決シタル自由刑及保安處分執行法草案ヲ
收採シタル獄制唯一ノ研究資料ナリ

大場法學博士校閱 根本顯太郎著

指紋法解説

菊判百五十八頁
實費金三十五錢
郵税金六錢
本書ハ主トシテ實際の方面ヨリ説述セルモノナレハ
實務家ノ好指針タリ
(改正指紋原紙取扱規程並ニ解説添付)

監獄協會編纂
改善實話
覺めたる友

菊判二百六十餘頁
定價金五十八錢
郵税金八錢
本書ハ出獄者ノ真心悔悟セルモノニ就キ犯罪ノ徑路
改悛ノ動機ヲ詳叙シタルモノニシテ收ムル所三十餘
篇アリ

法學士 廣中佐兵衛述

貧民制度并ニ救濟事業

菊判百三十五頁
實費金二十四錢
郵税金四錢

本書ハ社會救濟事業ノ研究ニ關シ歐米諸名家ノ著書
ヲ參酌シテ編述シタルモノナリ

發行所

東京市麹町區西日比谷町一番地

監獄協會

會費ヲ振替貯金へ拂込マル、 場合ノ注意			
口座	東京貳五〇五九番		
番號			
加入者	監獄協會		
氏名			

大正六年十二月二十日發行 (定價金拾貳錢)			
編輯人	東京市麻布區新網町一丁目廿二番地	北島良吉	
印刷人	東京市四谷區愛住町二番地	磯村政富	
印刷所	東京市麹町區下六番町十七番地	同勞舍	
發行所	東京市麹町區四日比谷町壹番地	電話新橋壹六八番	
賣捌所	東京市四谷區愛住町二番地	監獄協會	東京書院

明治三十七年二月二十六日第三種郵便物認可(監獄協會雜誌第拾陸第十二號)(大正六年十二月二十日發行每月一回二十日發行)